

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

(2 月 29 日)
(第 6 号)

第6号
2月29日

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

第6号

○平成24年2月29日（水曜日）

議事日程（第6号）

平成24年2月29日（水）午前10時開議

- 第1 議案訂正の件
- 第2 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第3 議提議案第1号
〔提案説明〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案訂正の件
- 日程第2 県政に対する質問
- 日程第3 議提議案第1号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博

7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男
12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	小林	聡人
21	番	小野	正介
22	番	奥野	英洋
23	番	中川	康広
24	番	今井	智三
25	番	藤田	宜一
26	番	後藤	健宣
27	番	辻	三千司
28	番	笹井	健義
29	番	稲垣	昭之
30	番	北川	裕人
31	番	舘	直男
32	番	服部	富児
33	番	津田	健規
34	番	中嶋	年

35	番	竹	上	真	人
36	番	青	木	謙	順
37	番	中	森	博	文
38	番	前	野	和	美
39	番	水	谷		隆
40	番	日	沖	正	信
41	番	前	田	剛	志
43	番	舟	橋	裕	幸
44	番	三	谷	哲	央
45	番	中	村	進	一
46	番	岩	田	隆	嘉
47	番	貝	増	吉	郎
48	番	山	本		勝
49	番	永	田	正	巳
50	番	山	本	教	和
51	番	西	場	信	行
52	番	中	川	正	美
(42	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏	一
書記（事務局次長）	神	戸	保 幸
書記（議事課長）	原	田	孝 夫
書記（企画法務課長）	野	口	幸 彦
書記（議事課副課長）	山	本	秀 典
書記（議事課主幹）	加	藤	元
書記（議事課主査）	竹之内	伸	幸

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	安田敏春
副知事	江畑賢治
政策部長	小林清人
総務部長	植田隆
防災危機管理部長	大林清
生活・文化部長	北岡寛之
健康福祉部長	山口和夫
環境森林部長	辰己清和
農水商工部長	渡邊信一郎
県土整備部長	北川貴志
政策部理事	梶田郁郎
政策部東紀州対策局長	小林潔
政策部理事	藤本和弘
健康福祉部理事	稲垣清文
健康福祉部こども局長	太田栄子
農水商工部理事	山川進
農水商工部観光局長	長野守
県土整備部理事	廣田実
企業庁長	東地隆司
病院事業庁長	南清
会計管理者兼出納局長	山本浩和
教育委員会委員長	丹保健一
教 育 長	真伏秀樹
公安委員会委員長	西本健郎

警察本部長 齊藤 実

代表監査委員 植田 十志夫
監査委員事務局長 長谷川 智雄

人事委員会委員 岡 喜理夫
人事委員会事務局長 堀木 稔生

選挙管理委員会委員 落合 隆

労働委員会事務局長 小林 正夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

知事から、会議規則第15条第2項の規定により、議案訂正の申し出がありましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議提議案第1号は、さきに配付いたしました。

次に、予算に関する説明書について正誤表が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、陳情受付状況一覧表に関する正誤表が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

議案の訂正について

1 議案第68号 「みえ県民力ビジョン」及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定について（「みえ県民力ビジョン」別冊）

訂正内容

事 項	頁数	訂 正 前	訂 正 後
第1編第1章	2	平成22（2010）年の国勢調査で、日本の人口は減少に転じたことが確認されました。私たちは、人口減少社会の本格的な到来と向き合うこととなります。	国の推計によれば、日本の人口は、減少局面にあるとみられています。今後、私たちは、人口減少社会の本格的な到来と向き合うこととなります。

2 議案第69号 三重県新エネルギービジョンの策定について（別冊）

訂正内容

事 項	頁数	訂 正 前	訂 正 後
第4章 2（4） 表4.4	23	合計 ^{注7}	合計 ^{注9}
第5章 2（1） 図5.1	28	図5.1 地域エネルギー・・ プ・プロジェクトの仕組み	図5.1 地域エネルギー創出 プロジェクトの仕組み
第5章 2（2） 図5.2	31	図5.2 まちづくり、地域づ くりにお・る新エネルギー導入 プ・プロジェクトの仕組み	図5.2 まちづくり、地域づ くりにおける新エネルギー導入 プロジェクトの仕組み
第5章 2（3） 図5.3	33	図5.3 家庭、事業所にお・ る新エネルギー導入促進プ・ジ ェクトの仕組み	図5.3 家庭、事業所におけ る新エネルギー導入促進プロジ ェクトの仕組み
第5章 2（4） 図5.4	35	図5.4 エネルギーの高度利 用促進プ・プロジェクトの仕組み	図5.4 エネルギーの高度利 用促進プロジェクトの仕組み
第5章 2（5） 図5.5	36	図5.5 新エネルギー関連産 業等・成プ・プロジェクトの仕組み	図5.5 新エネルギー関連産 業等育成プロジェクトの仕組み

追加提出議案件名

議提議案第1号 みえ歯と口腔の健康づくり条例案

議提議案第1号

みえ歯と口腔の健康づくり条例案

右提出する。

平成24年2月29日

提出者	田中智也
	石田成生
	大久保孝栄
	吉川新
	杉本熊野
	稲垣昭義
	青木謙順
	中西勇
	中川康洋

みえ歯と口腔の健康づくり条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 各主体の責務、役割等（第三条—第十条）

第三章 施策の基本的事項（第十一条—第十三条）

第四章 雑則（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第

九十五号)が制定されたこと、及び歯と口腔^{くわう}の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに県民自らが歯と口腔^{くわう}の健康づくりに努めること等県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔^{くわう}の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 全ての県民が生涯にわたって、八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動(以下「八〇二〇運動^{はちまるにいまる}」という。)の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔^{くわう}の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、保健指導並びに医療(以下「歯科検診等」という。)を受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進すること。

第二章 各主体の責務、役割等

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔^{くわう}の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、正しい知識を持つとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科

検診等を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔^{くわう}の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療関係者の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者(以下「歯科医療関係者」という。)は、基本理念にのっとり、県が実施する歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科検診等を提供するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律、健康増進法(平成十四年法律第百三号)、母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)その他の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する法令の規定に基づく施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割)

第七条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するよう努めるとともに、他の者が行う県民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力に努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、県民の生活習慣の教育及び食育の推進に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所において雇用する従業員の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(市町等との連携、協力及び調整)

第九条 県は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町等関係団体との連携、協力及び調整を行うものとする。

(市町への支援等)

第十条 県は、市町が歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は^{はちまるにいまる}八〇二〇運動等の歯科保健医療対策をしようとするときは、その求めに応じて、技術的な助言又は必要な情報の提供を行うものとする。

第三章 施策の基本的事項

(基本的施策)

第十一条 県は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

- 一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けられる環境の整備に関すること。
- 二 障がい者、介護を必要とする者その他歯科検診等を受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。
- 三 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関すること。
- 四 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第五条に規定する児童虐待の早期発見等に関すること。
- 五 成人期における歯周疾患の予防対策に関すること。
- 六 中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう。）における歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。
- 七 平常時における災害に備えた歯科保健医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。

八 歯と口腔^{くわう}の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関する施策に関すること。

九 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに必要な施策に関すること。

(基本計画)

第十二条 知事は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔^{くわう}の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針及び施策の方向に関し必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査)

第十三条 知事は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基礎的な資料とするため、概ね五年ごとに、県民の歯科疾患の罹患^り状況等に関する実態の調査を行うものとする。

2 知事は、前項の実態の調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策及び基本計画の見直しに反映させるものとする。

第四章 雑則

(財政上の措置等)

第十四条 県は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いい歯の日及び八〇二〇推進月間)

第十五条 歯と口腔^{くわう}の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔^{くわう}の健康づくりへの取組が積極的に行われるようにするため、十一月八日を「いい歯の日」とし、十一月を「八〇二〇^{はちまるにいまる}推進月間」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

歯と口腔^{くわう}の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに県民自らが歯と口腔^{くわう}の健康づくりに努めること等県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議 案 の 訂 正

○議長（山本教和） 日程第1、議案訂正の件を議題といたします。

去る2月15日、知事から提出されました議案第68号「みえ県民力ビジョン」及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定について及び議案第69号三重県新エネルギービジョンの策定については、2月27日付をもって訂正したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。議案第68号及び議案第69号の訂正については、会議規則第15条第1項の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定いたしました。

質

問

○議長（山本教和） 日程第2、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。34番 中嶋年規議員。

〔34番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○34番（中嶋年規） 皆さん、おはようございます。志摩市選出、自民みらいの中嶋年規でございます。

今日は2月29日ということで、うるう年のうるう日でございます。毎回選挙のたびに、その翌年にいただく御褒美のようなこの特別な日に、地元志摩の大先輩であります山本教和議長の許可をいただきまして、一般質問の機会を与えていただきましたことを、すべての皆様に感謝申し上げたいというふうに思います。

うるう年といいますとオリンピックイヤーでございまして、この記念すべきオリンピックイヤーにメダリストでありました美保夫人が赤ちゃんを授けられたということで、しかも、その出産予定月がロンドンオリンピックの開幕月の6月というふうなことで、やはり何か持っていらっしゃるなということを感じた次第でございまして、ぜひ英敬知事のほうも、何か持っているなということを感じさせていただけるような、豪快かつパンチのあるような回答をお願いしたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきたいと思います。

今回はすごいやんかシリーズということでいろいろと上げさせていただいておりますが、必ずしもすべて知事を持ち上げる意味ではなくて、是々非々で質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最初に、すごいやんか！三重の観光ということで御質問させていただきます。

2月25日の土曜日に東京の都道府県会館のほうで「みえ産業振興戦略」検討会議というのがございまして、こちらのほうを傍聴させていただきました。この検討会議につきましては9月補正で予算を計上されて、検討会議を実施されたわけでございますけれども、この議案質疑におきまして、この戦略策

定についての知事の思いというのを、私のほうでも確認させていただきました。そのときに、このみえ産業振興戦略というものについての知事の答えが、三重県が何を成長産業と位置づけ、何で雇用を生み出していくのか、そして、そのための強靱で多様な産業構造をどのような方向で構築していくかについて、有識者の方々の意見を伺いつつ、県の職員が1000社を目標に県内企業を訪問して、現場の思いを肌身で感じ、吸収した結果も踏まえ、三重から日本経済を支え、リードしていくという、そういった気概を込めた産業振興の戦略を策定するというふうなことでございまして、2008年9月のリーマンショックで、輸出産業依存型の本県経済というのは全国に比べてもマイナスの影響が大きかったこともありまして、このみえ産業振興戦略には私は非常に大きな期待を持っておるところでございます。

検討会議では、学識経験者だとか産業界で活躍されてますそうそうたる顔ぶれが一堂に会して、グローバルな視点も加えた議論が展開されておりまして、非常に興味深いものでございました。その会議の場で知事が最後におっしゃられたんですが、定住人口、交流人口、こういったものだけではなくて、三重県への共感人口を増やしていきたいと。共感するとはともに感じるですね。共感する人口を増やしていきたいというふうに述べられました。これは産業振興全般にかかわる発言であったんですが、本日はこのことについて、観光の切り口からお尋ねしたいというふうに思います。

昨年6月の予算決算常任委員会の総括質疑におきまして、観光政策の方向性について尋ねさせていただきました。そのときに知事からは、観光において大切なことは、予感、実感、体感というように答えていただきました。具体的には、インターネットだとかアンテナショップで、例えば三重県に行ったらこんなええものがあるんやなということをや予感していただく、実際行っていただく、来ていただいて、よかったなというようなことを体感していただく、また、そして帰ったら、また行ってみたいなというふうな実感を持っていただくという、この予感、体感、実感という非常にわかりやすい方向で観光振興をしていきたいということをおっしゃっていただいたんですが、今

回はそれに加えて、三重県の魅力に共感する方々をつくり出していきたい、その方々に自発的に三重県の魅力を発信していただいて、プラスの相乗効果を発揮して、さらなる予感、体感、実感、共感の輪を広げていきたいという、そういうふうな思いだというふうに私は勝手に理解させていただいたところで、さらに一步踏み込んだ観光振興の考え方として評価しておるところでございます。

そこで、その共感人口を増やしたいという、この知事の思いを踏まえて、それを実現するために観光政策において何が重要なのかというのをお尋ねしたいというふうに思います。

続けて、台湾からの誘客についてお尋ねさせていただきます。

日本と台湾との間では、平成20年、2008年から、日台双方の観光関係者のトップ約120人が集まって、相互の観光誘客について意見交換や開催地でのツアー体験などを行う日台観光サミットを、日本と台湾と交互で実施しております。第1回目は台北市、第2回目は静岡県、第3回目は台湾の南投県、昨年は石川県で開催され、本年は7月5日から7日の日程で台湾の花蓮県で開催することが決定しております。次は日本での開催の番でございます、私どもも青木謙順議員を会長としました三重県議会日台友好議員連盟としまして、来年の日台観光サミットの三重県への誘致に取り組んできたところでございます。

それでお尋ねしたいんですが、来年は20年に1度の神宮式年遷宮が行われる好機でございます、その好機をとらえて2013年日台観光サミットを本県に誘致してはどうかとの提案をしまいましたが、その現状と誘致実現の見通しについてお伺いしたいというふうに思います。

また、あわせて、台湾からの誘客について知事御自身のトップセールスを実施してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。答弁のほうをよろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、共感人口を増やしていくための観光振興にお

いて何が重要かということで、先般2月25日は土曜日で東京にもかかわらず、中嶋議員には本当にありがとうございました。

まず、1点目でありますけども、やはり私がそういうことを述べたのは、人口減少社会の本格化、あるいは全国各地の観光地間競争が大変厳しくなっている中で、かつてのように定住人口を増やすんだ、交流人口を増やすんだということだけでは、なかなか容易な状況ではない。こういう状況の中では、三重県観光を持続的に発展させていくために、本県の魅力を深く理解する三重ファン、繰り返し本県を訪れるリピーターなど、共感人口とも言える共感者の創出が重要であると考えております。

人は共感するとそれをだれかに伝えたいと思いますし、さらに、共感したものをよくしようというために行動を起こすというふうに思っております。そういう意味で、先ほど議員から御紹介いただいた、私が先般申し上げた予感、体感、実感、これのうち最初のステップである予感づくり、これがやはり観光旅行の動機づけとか需要喚起につながりますので、特に力を入れていかなければならないと思っております。特に本県は、自然、歴史、文化など、すぐれた観光資源があるんですけども、知名度がやはり低いということでもありますので、その魅力が十分伝わっていないという状況でありますから、その予感づくりという部分にしっかりと、いわば認知度向上でもあると思いますが、取り組んでいかなければならないと思っております。

そのためには、この認知度向上、その予感づくりということも、従来型の不特定多数を対象とする、いわば砂に水をまくような手法ばかりやっても、昨今のこの情報のはんらんしている時代では埋もれてしまいますので、むしろ共感してもらえる芽のある特定少数に深く入り込んでいって、共感してもらった人たちが特定多数に広げていくという展開が重要であるというふうに思っております。そういう意味で、パンフレットなどのわざわざ入手する必要があって入手する機会が少ないというものに頼り過ぎず、テレビ、新聞、ソーシャルメディアなどの身近なメディアへの露出というものを増やしていくことがあわせて必要だというふうに考えております。

以上のような視点から、首都圏における観光PRの強化をはじめ、全国からの注目が本県に集まる平成25年の式年遷宮を三重県観光の予感づくりの絶好のチャンスととらえ、戦略的に情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、日台観光サミットの件でありますけれども、議員からも御指摘がありましたように、日台観光サミットのような台湾の有力な観光関係者が集まる会合を三重県で開催することは、三重のよさを感じてもらい、また、先ほど申し上げた三重ファンをつくっていく意味では大変重要で、三重県のPRに大きくつながると考えております。県としましても、平成25年の第6回サミットの誘致について、社団法人日本観光振興協会、あるいはその会長をやっけていただいています三重県出身の西田会長にも私も何度もお会いして、積極的に働きかけをさせていただいているところであります。その点については、中嶋議員はじめ関係者の皆さんにも多大なる御尽力をいただいていることを感謝申し上げたいと思います。

台湾が極めて親日的な地域であることは言うまでもないですが、さらに、三重県を訪れる外国人観光客のうち、中国、韓国に次いで3番目に多い地域。しかし、最近ちょっと減少傾向。一方で、1人当たりの三重県に来ての消費額は、中国、韓国より多いということもありますので、本県観光にとっても大変重要な地域であります。

昨年8月、上海で初めてトップセールスをやりましたけれども、手ごたえを感じましたし、幾つかの成果も出つつあるというふうに考えておりますので、今後も先頭に立って三重県を海外に売り込んでいきたいと考えております。台湾についても、さらなる誘客が期待できる仕込みをしっかりとできるということが前提でありますけれども、日程が許せば早期に台湾にも行って、三重県を売り込むとともに、日台観光サミットの誘致も行っていきたいと考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 非常に力強い御答弁をいただきましてありがとうございます

ます。

先ほど、予感づくりに力を入れていくのには、不特定多数ではなくて、特定多数という言葉を使っていいのかわかりませんが、そういった方をターゲットにやっていきたい。これも、「みえ産業振興戦略」検討会議の場でLLC場所文化機構の後藤代表さんのほうからも同じようなコメントをいただいて、第二のふるさと三重県を思っただけのような方をどんどんつくっていきなさいいけないという、そういう思いと一致するところだと思いますし、そのために、情報発信力という意味においては、首都圏でアンテナショップをつくっていただく、これも、長年我々議会のほうからも御提案させていただいたことがいよいよ動き出すという意味において、非常に来年は、大事な年になりますので、今年、来年としっかりとその方向で取り組んでいただきたいというふうに思います。

そうした意味においては、みえの国観光大使のことなんですけれども、今、25名いらっしゃいます。それぞれ三重県にゆかりがある、ないしは三重県を大事にしている、そういう著名人の方々でございましてけれども、ただ、そういう、今、知事がおっしゃっていただいた特定多数に向かって三重のよさを、本当に共感者をつくっていくという意味においていくと、私が三重県にいるせいかもしれませんが、余り成果が見えないのかなど。ほかの県と違いが余り感じられないようなところもありまして、若干見直しを図っていったらどうかなというふうに思うんですけれども、そのあたりについて御答弁がございましたら、お願いしたいと思います。

○農水商工部観光局長（長野 守） みえの国観光大使につきまして、今、余り成果が見えないのではないかとということでございます。

現在、みえの国観光大使につきましては、経済界とか芸能界で活躍されている方25名に御就任いただいておりますが、今、本県の観光振興のために無償で御活躍いただいております。

例えば、本年度の活動の一例といたしましては、藤後幸生さんという大使がいらっしゃるんですが、これは、クラシックカーレース、ラ・フェスタ・

プリマベラ、これの本県誘致に御尽力を賜っておりますとか、また、西野カナ大使、これは、東京ミッドタウンでの三重の美味しいパワーフードレストランフェアのオープニングセレモニーに来場していただいて本県の魅力をPRしていただいたとか、直近では、瀬木直貴大使、菰野町で撮影された監督作品でございます映画「Good Luck～恋結びの里」の公開が来月予定されておるところでございます。このほかにも、各大使のフィールドを生かしました大会等や御出演された番組でのPR、あるいはブログ、あるいは執筆の記事等で特産品の販路開拓など、多様な手法で情報発信等に御尽力をいただいております。

現在、みえの国観光大使の方々には、我々としまでも観光情報等をタイムリーに提供しておるところでございますけれども、御専門や御活躍されている分野が多岐にわたっております。御指摘がございましたとおり、より効果的な活動というのを行っていただくという仕組みが必要なのかなというふうにも考えております。

また、式年遷宮を控えまして、より多くの方々に御協力いただけるよう、現在、三重県営業本部のほうで検討していただいている三重の応援団というのがございますけれども、これとあわせまして、みえの国観光大使の制度を見直しているところでございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） いろいろとやってきていただいていることはわかっておるつもりではあるんですが、もっと、今、知事がおっしゃられたような方向で、みえの国観光大使の皆さん自身には共感の心を持っていただいている行動する気持ちもあると思うんですが、それを支える仕組みというものをしっかりつくっていただきたいというふうに思いますし、前回、西野カナさんがイセエビを持っただけでヤフーのトップニュースでばんと全世界に流れたという、あの情報発信力、これを、ぜひともそういう大使をつくっていただきたいなというふうに思うところでございます。私、個人的には亀山市出身のナオト・インティライミが大好きなので、彼もぜひみえの国観光大使の1人

に加えていただきたいなと思うところでございます。

あと、知事のトップセールスのお話ですね。台湾については、昨年、平成23年は14名の知事に行っていただいている。7名の副知事も行っていただいている。青森県については3回も行っていただいているという話も聞いておりまして、ぜひとも親日的な台湾に、知事個人的には台湾をよく御存じだと思っております、三重県知事としてぜひトップセールスをお願いしたいというふうに思います。

それから、観光について、これはあえてまた要望で終わらせていただきますが、銀聯カードのお話をちょっと改めてお話ししておきますが、22年9月の一般質問でも御提案させていただきました。銀聯カードというのは中国人向けのデビットカードということで、クレジットカードみたいなものですが、暗証番号が6けたで、決済端末がほかのマスターカードとかビザカードとかと違うということです。沖縄県では平成22年度の9月補正予算で、中国人観光客がどんな商品を買うんだ、沖縄のどういう産品を好んでいるのか、また、その販売促進を行うという目的で、その銀聯カード対応の端末を設置する初期費用、平均約9万円と聞いておるんですけども、100台助成する制度をつくられて、平成23年度はそれを拡充して400台を募集したら1週間で募集が埋まったという非常に効果のある事業をされていらっしゃいました。

ぜひ三重県でも、今、台湾の話もしましたが、中国人観光客の消費単価を増やすためにも、この銀聯カードをどう使っていただくか。それは、特に私どもの地元の志摩の本物の真珠を買っていただくときに、銀聯カードの端末が使える、使えない、これは、究極は個人の商店のもちろん努力になるわけでございますけれども、その初期費用、そしてまた、それをマーケティングに使うんだという意味において、ぜひともそういう制度を改めて御検討いただきたいなというふうに思います。

前回、余りにもつれない御回答だったので、あえてもう今回は聞きません。要望にとどめさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

スポーツツーリズムということについてちょっとお聞かせいただきたいと

いうふうに思います。

さいたま市とか新潟県十日町市を皮切りに、スポーツによる地域づくり、地域活性化を図る目的でスポーツコミッションというのが設置されつつあります。今回、地域連携部スポーツ推進局がスポーツコミッションを設置するとしておりますけれども、その取組内容というのはどのようなものかというのをお聞かせいただきたいと思ひますし、雇用経済部観光・国際局でやる観光、いわゆるスポーツツーリズムの観点からの取組を強化するべきではないかと思っておるんですが、そのあたりの御答弁をお願いしたいと思ひます。

○知事（鈴木英敬） スポーツコミッションについてですけれども、先般も少し申し上げましたが、さいたま市が平成23年10月から設置して、非常に大勢の競技者、観戦客が集まるイベントの誘致とか、飲食、宿泊、交通、観光などの地域経済の活性化を目指した取組として全国から注目を集めています。さいたま市も、誘致プロモーターというのと、それから、受け入れのためのコーディネーター、これを設置して活動を展開しているんですが、本県も、まず平成24年度は、市町のスポーツによる地域活性化の取組に向けたアドバイザー派遣、これをやろうと考えています。

あわせて、イベントを誘致したときのいわばインフラ的なものとして、ボランティアバンクの創設、それから、メディカルサポートのスタッフがやっぱり必要ですので、そういうサポートの実施というのを平成24年度はやって、大規模大会の誘致の環境づくりというのをやっていきたいと考えております。

それから、あわせて、スポーツコミッションの推進に向けて、競技スポーツ、大規模大会の誘致だけでなく、本県の温暖な気候を利用したスポーツ合宿の誘致、こういうものにもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

そして、先ほども議員のほうからスポーツコミッションとスポーツツーリズムの連携ということをおっしゃっていただきましたが、まさに本議会に提案しております三重県観光振興基本計画の中で新たなツーリズムへの対応というのを書かせていただいております。それも、スポーツコミッションの取

組を将来的にそういうスポーツツーリズムに発展させていくという視点で、新たなツーリズムというものの中に入れて積極的に展開していきたいというふうに考えております。

ちなみに、さいたま市は、そのスポーツコミッションの担当を社団法人さいたま観光コンベンションビューローの中に新規部門としてつくっていますので、まさにスポーツによる地域活性化と観光を一体的にとらえていますので、そういうのも参考に取り組んでいきたいと思えます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 今回、スポーツの担当を知事部局に学校部分は除いて持っていきたいということでございますので、まさにその連携の部分をしっかりしていただきたいというふうに思えます。

するスポーツ、観るスポーツ、それから支えるスポーツというスポーツツーリズムの考え方、これを志摩市のほうでも、今、来年から強くやっという動きがあるんですけども、ぜひともそういった地域とも連携していただいて取り組んでいただきたいと思えますし、また、三重県体育協会ともやはりこんなことについては連携を図りながら進めていただきたいというふうに思えます。

もう1点、ちょっと要望なんですけど、観光庁が今年の4月に設立を目指していますスポーツツーリズム推進連携組織というものがあるんですけども、その会員になって、情報収集とか発信とか、そういうことを図るといこともぜひ御検討いただきたいなというふうに思えます。

あと、観光についてもう1点だけ、バリアフリー観光のことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど知事がおっしゃられた三重県観光振興基本計画が、今回、議案として出ておるんですけど、その中に「人にやさしい観光地づくり」という項目がございます、その中身は、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備とか、交通機関、観光施設、宿泊施設というのにおけるバリアフリー化を進めるなど、ハード整備中心の内容となっているのかなというふうに思えます。

そのこと自体はもちろん否定はしないんですけども、NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンターが進めておりますパーソナルバリアフリー基準という考え方、これをもっと取り入れたらどうかなというふうに思いまして、これは伊勢志摩バリアフリーツアーセンターのパンフレットなんですけど、（現物を示す）ここに書かれているのをそのまま読みますと、パーソナルバリアフリー基準とは、「視覚障がい者と車いすの利用者とのバリアフリーの視点は違います。車いすだったとしても、立てる人、立てない人、また、その人の『行きたい』気持ちの有無でバリアフリーの基準は変わってきます。私たちは障がいの数だけ障がいの種類があると考えます。」という考え方なんですけど、このユニバーサルデザインではないパーソナルバリアフリー基準による観光地づくりというのを全県的に展開することが有効ではないかと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○農水商工部観光局長（長野 守） 先ほど御紹介がありました三重県観光振興基本計画、ここではやはり、人にやさしい観光地づくりというのを目指しまして、各事業者、関係団体等におけるバリアフリー化を促進していくことを掲げております。

県といたしましては、観光地のバリアフリー化には、ハード、ソフト、この両面からの取組が重要であると考えております。現在、そのNPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター、御紹介がありましたそのセンターを支援いたしまして、日本一のバリアフリー観光県づくり事業というのを展開しております。

本年度は、観光事業者等を対象にいたしましてパーソナルバリアフリー基準の説明も含めました勉強会を、伊賀市、松阪市、志摩市、尾鷲市で開催してきております。

今後、勉強会の開催に加えまして、パーソナルバリアフリー基準、これを用いることができる専門員の養成講座の開催、あるいは、観光・宿泊施設等のバリアフリー調査などを実施しまして調査結果をまとめた上で、来年度以降、観光客に情報提供をしていくという予定でございます。

県といたしましても、バリアフリーの観点からの広報というのを社団法人三重県観光連盟とともに連携をしながら行うなど、人にやさしい観光地づくりを支援するということとともに、式年遷宮を控えまして、地域全体でおもてなしの機運を醸成するということによりまして、何度でも三重県を訪れていただくという、そういう観光地づくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

先ほど専門員養成講座のお話を出されましたが、三重県ではこれまでユニバーサルデザインアドバイザーというのを1000人ぐらい育成していただいておりますので、そういった皆さんにもぜひ部局横断でお声かけをいただきたいというふうに思います。

観光については、冒頭に議論させていただいたように、予感、体感、実感、そして共感というふうな切り口で進めていっていただくということでございますけれども、鈴木県政全般も何かやってくれるなという予感を感じさせていただいておるんです。まだそれを体感するところまで行っていませんので、ぜひ体感させていただいて、あっ、鈴木知事になってもらってよかったなど実感して、この鈴木県政に共感していきたい、我々も行動していきたいと思っていただける県民の方を1人でもつくっていただけるような、そんな観光政策をぜひ進めていただきたいなと思います。

2項目めのほうへ入らせていただきます。

すごいやんか！伊勢志摩連絡道路ということで、伊勢志摩連絡道路についてお尋ねしたいと思います。

この伊勢志摩連絡道路は、平成23年6月に策定しました道路整備方針においておおむね3年以内に事業着手を目指す事業実施検討箇所となっております。

ちょっと位置図を示したいと思いますので、（パネルを示す）図をごらん

いただきたいと思えます。

伊勢志摩連絡道路は、ちょっと見づらいんですけれども、グリーンの点々で結ばれているところで、志摩市阿児町鶴方から鳥羽市の白木町を通過、そこから第二伊勢道路と言われていますけれども、伊勢二見鳥羽ラインのほうへつながる総延長約18キロで、うち未整備区間が2.5キロということで、ここがおおむね3年以内に事業着手を目指す事業実施検討箇所ということで、巨大なトンネルを掘る必要があるということで国のほうにも要望いただいております。

質問なんですけれども、この鳥羽市白木町から志摩市磯部町までの着工と早期の開通というのを望んでおるんですが、現在の取組状況を教えていただきたいというふうに思えます。また、鳥羽市白木町からは高規格でなくて、現在の国道と並行する近鉄の廃線敷地を一部利用した形での現道拡幅の方法により、早期開通を実現するというのも選択肢の一つとして検討されてはどうかと思えますが、御所見をお伺いしたいと思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（北川貴志） 伊勢志摩連絡道路の整備についてお答えいたします。

伊勢志摩連絡道路、伊勢市二見町松下の伊勢二見鳥羽ラインから志摩市阿児町鶴方のパールロードまでの道路計画でございます。このうち伊勢市二見町松下から鳥羽市白木町までは、第二伊勢道路として7.6キロメートルを整備中でございます。これ、平成25年の、来年の開通を目指しております。

また、志摩市磯部町の通称伊勢道路から磯部町穴川の国道167号までというのは既に整備済みと認識しております。また、その先、パールロードまでの間は、鶴方磯部バイパスとしまして、平成20年代後半の完成に向けて、現在、整備を進めております。

議員がお示しされた未整備区間が鳥羽市白木町から志摩市磯部町恵利原までの間、現道で約9.1キロございます。そのうち志摩市磯部町五知から恵利原までの区間について、5.4キロメートル現道がございますが、それをショ

ートカットして2.5キロ、半分以下にする礪部バイパスということで、平成24年度の補助事業の新規採択を国に強く、今、要望しているところでございます。

これら、現在事業中の区間とか新規事業化を予定している礪部バイパスが完成いたしますと、志摩市阿児町鶴方、パールロードから、伊勢市二見町松下の伊勢二見鳥羽ラインまで、今、50分弱かかるかと思うんですが、半分ぐらいの時間に短縮できるかなと思っております。残り鳥羽市白木町から志摩市礪部町五知までの間でまだ着手していない近鉄廃線敷と並行する区間、これが約3.7キロございますが、ここにつきましては、今後の交通の状況等を踏まえながら、事業化とか計画内容について、御提案のありました通常の道路計画ということも踏まえながら検討していきたいと思っております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。

ぜひこの伊勢志摩連絡道路なんですが、先ほど時間短縮の効果をおっしゃっていただきました。やっぱり医療過疎になっている志摩地域にとって、一刻も早く病院に行かなきゃいけないという患者の命を救う意味においても非常に大事な道でございますので、早期の着手、着工をお願いしたいと思います。

この道路ができ上がった段階では、第二伊勢道路が平成25年に開通するわけですが、今御説明いただいたように、伊勢二見鳥羽ラインのほうへ接続するわけでございます。そうすると、伊勢二見鳥羽ラインで課題になってくるのが、これまでの議会でも何人かの議員がお尋ねしましたが、200円の通行料、また、サンアリーナへの仮設インターの常時開放の問題があるわけでございます。

これが実現できない最大のネックというのは、三重県道路公社が抱えておる、平成24年度末でも30億円を超える未償還金であるというふうな御説明をいただいております。平成6年の建設時に50億円をお借りしてつくっていると。30年間、平成36年まで償還していかないと無料にならない。サンアリー

ナ仮設インターの常時開放も、この有料区間内にあるのでセットの話だというふうな説明をこれまでいただけてきました。

そのことについて、もう1枚別の図面をちょっと見ていただいて。(パネルを示す)今申し上げた未償還金の話をちょっと図にまとめてみました。左側の平成22年度末というところの左、資産の部というところに、道路建設費58億600万円と、こう書いてあります。これが30年かけて返していかなきゃいけないお金でございまして、右側の負債及び資本の部のところの下のほうから行くんですが、県負担金10億円というのがありまして、これは有料2車線を4車線にするのに要した費用の見合いということで、これは帳簿上変わっていかない。その上に償還準備金というのがございまして、これは、黒字が出た場合に、その黒字をこの償還準備金に積み上げていく、大体最近ですと毎年1億円ずつ積み上げていくということで、これまで13億3800万円ほど積み上がっております。これがどんどんどんどん積み上がって行って、黄色の部分、未償還金と書いてある34億6800万円、この部分が消えてなくなれば、先ほどおっしゃっていただいた無料開放、晴れて無料開放ということになるわけでございます。これはまたもう一回使わせていただきます。

以上、あくまでもこれは帳簿上の借入金でございまして、実際の長期借入れの返済の予定というのも調べてみますと、平成22年度末で総額5億380万円でございます。内訳は、建設資金として政府借入金が2億560万円。これは平成24年度で完済の予定となっております。それから、地方公共団体金融機構というところから、これも建設資金として6820万円残ってございまして、これは平成25年度で完済する。資金不足を補うための市中銀行からの2億3000万円という長期の借入れがございまして、これは平成30年度で完済する予定だというふうになっております。そう考えますと、こういった、本当に返さないかんという言い方は変ですけども、リアルに借りているお金で返さないかんお金がなくなるのは平成30年度。ここが一つのターニングポイントかなというふうに思っています。

今回提案させていただきたいのは、実際のこの長期借入金を完済する平成

30年度に三重県道路公社の解散をして、そこにある埋蔵金と言う言い方が悪いんですが、それを充てて、少しでも早く帳簿上も借金を消して、無料化を図ってはどうかというふうなものでございます。

もう一度、さっきの図を見ていただきたいんですが。（パネルを示す）右側の平成30年度末試算というところなんですけれども、左側は先ほどの22年度末と同じです。減価償却はありませんので道路建設費は58億600万円のま

ま。右側のほうですけれども、下から県負担金10億円というのは変わりません。その上の償還準備金が、8年間たっておるということで、8億円積まれて21億3800万円になるという見方をしております。試算ですね。

その上の黄色の部分飛び越して赤の点々のところなんですが、準備金足す有価証券2億3000万円というふうに書いてございますけれども、この準備金というのは償還準備積立金というやつで、これも変わらない1億2400万円ございまして、これはある意味、解散すれば帳簿上の赤字を消すのに自由に使える。処理できる。

有価証券、国債が4口ございまして、これは7億350万円あるんですけれども、これは借りているお金の短期借入れのほうの担保にもなっているので、帳簿上自由に処分できるのが1億1100万円、合わせて2億3000万円は少なくとも帳簿上は処分でき得るお金としてあります。

それと、もう一つ、損失補てん引当金という、これは将来のもしもに備えてためておく内部留保金ということで、毎年料金収入の10%を積み上げていて、平成22年度末で13億800万円。毎年3000万円ぐらい積み立てていますので、8年間であと2億4000万円足せるのかなと。

そうすると、黄色の部分の未償還金というのは、解散によって充てることのできる埋蔵金みたいなもの18億5000万円、これがあって、8億9000万円に圧縮できるというふう考えられます。三重県道路公社の解散に伴って、県が出資している17億5000万円というお金がありますけれども、この一部を未償還金に充てることができれば、平成30年度での無料開放も計算上は可能に

なるということがわかったところでございます。

道路公社自体、既に解散しているところが8都県で、この平成23年度中には8都県で道路公社は解散しておりますし、もともと9道県では道路公社自体もございません。三重県道路公社も現在、伊勢二見鳥羽ラインだけを管理しておるといことになりますと、今後も公社による有料道路計画というのもございませんので、ぜひとも三重県道路公社の解散も含めたことを考えて、長期借入金の完済する平成30年度へ伊勢二見鳥羽ラインの無料化を前倒しすることはできないのでしょうか。お考え、御所見をお伺いしたいと思います。

○**県土整備部長（北川貴志）** 平成30年度での無料化の御提案でございます。

議員の御説明があったとおり、平成30年度末には政府借入金とか市中銀行等借入金はもう償還を終えますが、その時点で唯一残るのが県出資金17億5000万円ということになります。これに、道路事業損失補てん引当金、これは災害など非常時に備えて積み立てておる引当金でございますが、これらを充てたとしても全額の償還、17億5000万円には至らないということで、先ほど御説明があったとおりでございます。ただ、平成30年度以降、この県出資金の償還なり、清算というか、そのめどがつけば、平成36年の無料開放の前倒しというのは可能とは考えております。

県としましても、引き続きまして三重県道路公社に対して未償還額の着実な償還と運営コストの削減を求めていると思っております。

以上です。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○**34番（中嶋年規）** あらゆる可能性をぜひとも排除せず、関係市町ともよく検討していただきたい。あくまでも住民目線で早期のそういう対応をお願いしたいというふうに思います。

3項目めへ行かせていただきます。

すごいやんか！三重の災害ボランティアということで、今回議案として出させていただいております三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例案というものについてお尋ねしたいと思います。

これは、2月21日の栗野議員の議案質疑においても議論がなされたところでございます。

ちょっとまた図を見ていただきながら御説明をしたいと思うんです。(パネルを示す)私のほうから、この基金事業の説明をさせていただきます。

まず、真ん中の基金事業というところで、オレンジの部分、これは、災害時の取組と書いてあります。下のほうは、平常時の取組というふうに書いてあります。紫っぽい色のところですね。この平常時の取組と災害時の取組に基金のお金を充てていこうという、大きな仕組みとしてはそうなっています。

細かく4つ事業がありまして、上から、①災害時NPO活動支援事業というのは、これは、被災した方の心のケアとか災害弱者と言われる被災者へのきめ細やかなケアなど、県と事前に協定を結んだNPOが復旧期から復興期にかけて行う継続的な支援活動への財政的支援を想定したものというふうに聞いております。

その下の災害時の②みえ災害ボランティア支援センター事業というのは、災害発生時に、NPOだけに限らず、個人や企業、団体などが災害ボランティア活動を行うに当たり、それらをサポートするみえ災害ボランティア支援センターの速やかな設置やその運用への財政的支援を想定したものということでございます。

次に、平常時の取組で、③災害ボランティアネットワーク構築事業は、被災すると想定した地域内の各種団体や企業、市町のボランティアセンター、NPO、みえ災害ボランティア支援センターといった関係者間のネットワークの構築などを平常時から進めようとするものというふうに聞いております。

一番下の④NPO活動促進事業というのは、災害発生時に様々な社会課題が顕在化、深刻化することに備えて、別に設置する運営委員会がこのNPOの活動は災害発生時に有効だと選定した協働事業に対して財政的支援を行おうとするものというふうな説明を聞かせていただいております。

改めて、基金とは何なのか。これは奥野議員もこの議場でおっしゃられたんですが、私も「地方自治の現代用語」というのを調べさせていただきました。

た。基金というのは特定の目的のためのものでありまして、設置の要件としては特定の目的のことがなければならぬ。そうでなければその都度予算措置を行えばよいという解説がございます。

大災害が発生したときに、県が何か対応を図るためにその都度手間をかけて予算化をして、議決してというプロセスを省いて、事前に想定される対応策を決めておいて、必要に応じて基金を取り崩す。とにかく迅速に、安定的に災害ボランティア活動を支援する仕組みを設けておこうというこの趣旨は、東日本大震災とか紀伊半島大水害の経験をもとに十分理解できることであり、こうした基金の必要性は同感するところがございます。

しかし、災害ボランティア活動につながるとはいえ、平常時の活動にまでこの基金を財源として支援していくべきか、その必要性は説得力に欠けると思います。栗野議員のほうからも御指摘がありましたが、ほかの府県等の条例を見渡しても、平常時の活動まで対象にしているところはないと思います。今、職員の人件費をカットしてまで財政が逼迫する中、なぜ今、基金として提案されていらっしゃるのか。基金として実施するのであれば、基金は特定の目的のために設置するものであるという原則に照らしまして、災害が県内外で発生した場合に限った、先ほどの図でいうところの①と②の災害発生時のボランティア活動への支援に特化するべきではないかと思いますが、御所見をお伺いしたいと思います。

〔北岡寛之生活・文化部長登壇〕

○生活・文化部長（北岡寛之） それでは、まず、なぜ今基金をつくるのかということについてお答えさせていただきます。

東日本大震災や紀伊半島大水害でも明らかになったところでございますが、災害時におきましては、NPOやボランティアによる支援活動が重要な役割を担います。しかし、その活動が広く認知されるようになった一方で、NPOの活動資金等に関する環境整備は進んでいません。NPOの財政的基盤は依然として脆弱であり、NPOの特性が社会課題解決のために十分生かせる仕組みが構築されていない状況にあると考えています。

このような状況を踏まえまして、学識経験者等で構成する検討会において、災害ボランティア等への支援のあり方について検討を行ってきたところですが、検討会においては、災害に備えて必要な資金を確保しておくことが必要であること、平常時のネットワーク構築やNPOによる社会課題解決のための取組を安定的、継続的に促進することが重要であるとされたところです。

こうしたことを踏まえまして、県としましては、まず、大規模な災害からの早期の復旧、復興のための災害ボランティア活動等を支援するという姿勢を明確にすること、それから、先ほど議員も触れられましたが、経済情勢の変化が激しい昨今の状況をかんがみ、基金として災害時に必要な一定の資金を財源として確保しておく必要があること、それから、県民の皆さんや企業からの寄附の窓口を設置して、いつでもNPO、ボランティアを支援していただける環境を整備することが重要であると、そういうふうを考えまして、基金を設置することとしたものでございます。

それから、平常時の活動に対する御質問でございますが、平常時からの社会課題がより顕在化、深刻化する災害時におきましては、NPOやボランティアの専門性や機動力を生かした支援活動が重要な役割を果たします。東日本大震災の例を見ましても、瓦れき撤去や炊き出しなどの支援活動に限らず、心のケア、学習支援、多言語情報提供などを行うNPOやボランティアが、日ごろの活動で培った専門性を生かして機動的に支援活動を行うなど、その支援のあり方は多様化しています。

一方で、NPOは、ふだんの活動を災害時にどのように生かすことができるのか、まだ十分には認識できていないこと、さらに、活動に必要な資金が十分に確保できていないために、復旧期から復興期にかけての活動継続が困難であることなど、NPOの活動が災害時に十分に生かされているとは言えません。このため、この基金では、災害時の活動と平常時の活動は密接不可分であるという観点から、先ほど議員から紹介いただいた四つの取組を行うこととしているものでございます。

このように、平常時から様々な分野のNPOの底上げを図ることが地域防

災力向上にもつながると考えられますことから、災害ボランティア活動支援とNPOの活動促進の両面を支援することが効果的であると考えているところでございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 御答弁いただいたところなのですが、例えば災害が起こったとき、もしものときのためにすぐ取り崩せるようにということで基金としたという御説明をいただいたんですが、じゃ、来年度はどうか。1500万円の予算で基金として積み立てましょう。だけど、この基金、初年度の平成24年度に、災害ボランティア支援等事業、災害時に備えたネットワーク強化事業として半分近くの728万9000円を取り崩す。728万9000円を、1500万円のうちですよ、もう取り崩す予定になっているんですよね、使ってやっぴこうと、平常時のために。災害はいつ発生するかわからないわけです。災害時に備えた基金を設置するというでいけば、やはり平常時のことについては別の予算でその都度必要に応じてやるべきではないかということ改めて、今の御答弁を聞かせていただいて思ったところです。

私は平常時のNPO活動に対して支援をすることを否定しているわけではないんです。ただ、基金を使ってやることというのはいかがなものかと申し上げておまして、特に、今回のスキーム、考え方でいくと、災害時に備えて底上げをしてもらう、そういったことに対してはお金を、言い方が悪いですが、あげますよという言い方になっているわけですね、支援しますよ。もともと、NPO活動というのは自主的、自立的なものにはならない、そういう考え方で、これまで三重県も、我々議会も、NPOに対してどういう支援の仕方があるのかなということを考えてまいりました。そういう観点からいっても、今回の仕組みというのは、NPOの自主性、自立性を育てていく上で、場合によっては私は逆効果になるんじゃないかなというふうに思います。

今、政府が寄附金に係る所得控除の拡大によって、まさに自由財源として寄附をどんどんしていけるような、NPOからすると得やすくなるような環

境整備というのを図っていただいている、これは非常にいい政策だと私は思っています。これをしっかりサポートするということが大事じゃないかなというふうに思いますし、平素の認識とか意識づけだとかネットワークづくりというのは、それこそ今度の防災対策部自身が通常の予算の中でやっていくべき事業ではないかなと、そう思います。

もう一つ、寄附をいただくということでは、今回の条例をよく読みますと、第3条で「基金には、一般会計歳入歳出予算の定める額を積み立てる。」としてありますけれども、これは、栗野議員のまさに提案どおり、広島県呉市のように、寄附金、支援金等というのもやっぱり加えるべきではないかなというふうに思います。

そういった意味で、やはり説得力に若干私は欠けているんじゃないかなというふうに思います。特に基金をもってやる事業ということは、やはりもっと特定の目的に絞らなければ。寄附する側も、それが平常時のどの方に使われたかというんじゃなくて、我々は災害のときに、もしものときに、NPOだけじゃなく、個人や企業や団体や、そのとき集まったグループでもいいんです、そういう方に使っていただきたいという思いで寄附する、そういうための基金じゃないのかな、そうあるべきではないかな、それが、防災対策を強くするんだ、三重県は防災に強い県にするんだという鈴木知事の一丁目一番地、これに私は合っているんじゃないかなと思いますが、部長、御所見があれば。

○生活・文化部長（北岡寛之） 幾つか言われました基金のことです。今回の予算化は、いろいろ4つの項目で一応区分して対応しようとしておりまして、特に災害対応につきましては予算化していつでも使えるような状態にしてありますし、一方で、ネットワーク強化事業とか、そういったものについては、ある程度、まだ具体的な内容が決まっておきませんので、そういった段階で予算化して使えるようにしたいということで、一つの基金ではございますが、中では区分して対応しようということでございますので、御理解いただきたいと思います。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） だから、それが基金じゃないんですよ。基金は特定の目的のために立てるわけでしょう。だから、今の答弁は、まさに皆さんに聞いていただいたように、だから基金ではおかしいじゃないかという答弁そのものになっちゃうんですよ。

時間がないので。これは委員会もあります。議会の皆さんとよく相談して、議案の修正も含めてこれから議論していきたいということを申し上げて、この項は閉じさせていただきます。言いたいことはあると思いますが、時間がないのでお許しいただきたいと思います。反問権はありませんもんでね。済みません。

最後の、すごいやんか！県内企業の海外展開、すごいやんか！みえフードイノベーション、これについて、まとめて御質問させていただきます。

今、この冒頭に申し上げた「みえ産業振興戦略」検討会議、これが非常にユニークな会議だなと思うのは、単に議論をする場じゃなくて、その中で提案、提言で出てきたものをその場に集まったメンバーからでもすぐやっぴこうという実践力、実行力がある。その一つがクリーンエネルギーバレーの構想の一環で、スマートアイランドという言葉を知事のほうが出されました。本日はちょっと時間がないのでスマートアイランドの内容についてお尋ねできないのは非常に残念なんですけど、その会議でも議論のあった中小企業の海外展開、これについてお尋ねしたいと思います。

今、円高が非常に続いておりまして、産業空洞化を心配する声がありますが、私はかつての円高のときの空洞化論とは状況が違っているのかなと。今、超円高の中、もうかる分野での強みを高めて国際分業というサプライチェーンに入り込むとといった、世界で勝つための海外展開を行っている企業というのが増えておるといふふうに思っております。あるデータでは、海外展開をしている企業の生産性は国内でやっているだけの企業よりも2%高いとか、国内の従業者数も増えてくる傾向にあるとといった、国内への投資の還流状況というのが顕著に見られるといったデータもございます。

日本の貿易相手国のシェアを1990年と比較しますと、アメリカとの貿易のシェアというのはかつては27.4%あったのが、今では11.9%、3分の1まで縮小して、逆に中国、香港、台湾といった、大中華圏と言われるグレートチャイナは13.7%が29.1%と、かつてのアメリカとの貿易のシェアを超えて3割近い水準まで伸びています。大中華圏をはじめとするアジアの成長を取り込むということが、我が国経済の喫緊の課題であると。こうした状況も踏まえまして、みえ県民力ビジョンにおきましても、ものづくり三重の推進として、海外事業展開の促進に取り組むこととしていただいております。

そこで、お伺いいたしますけれども、中小企業の海外展開を支援するサポートデスクを設置するという予定になっておるみたいですが、対象国・地域、対象業種を明確にするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。特に今急ぐべきは、グレートチャイナ、いわゆる中国、香港、台湾へのサプライチェーンに入り込める業種と考えますが、いかがでしょうか。

もう一つ、みえフードイノベーションについてお尋ねいたします。

これは、産学官が連携して、もうかる農林水産業実現のために付加価値の高い食を生み出して売り出そうという取組。例えば、具体的な取組の事例として、地元の志摩ですと、志摩特産の家庭料理のサバの塩辛を商業ベースにしていこうというプロジェクトだとか、あと、ハーブ類をえさにまぜて付加価値を高めたハーブマダイの養殖とか、そんな取組をお考えになられておるみたいでございます。

これは、従来の農商工連携や6次産業化で生み出された産品や商品に、例えば、志摩ならではだとか、高級ハーブで育ったマダイやったら食ってみようとか、そういう付加価値、オンリーワンの付加価値がつけられていることだというふうに思っておりますが、このみえフードイノベーションというのは、従来の6次産業化に、4次産業とも言える付加価値や情報、ブランドといった、そういったものを加えた10次産業化というものを目指すものと理解してよろしいのでしょうか。答弁をよろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中小企業の海外展開を支援するサポートデスクの件とフードイノベーションの関係ですが、まず、サポートデスクの関係ですが。世界のGDP、これは幾つか今、中嶋議員にも御指摘いただきましたけど、2000年と2010年で比較しますと、2000年は32兆ドル、2010年が63兆ドルでは倍になっています。その中で、日本は1.2倍。全体が倍になっているのに日本は1.2倍。中国は5倍、ASEAN6は3倍というようなことで著しく成長しています。

あわせて、海外に進出している日系企業数は世界で約6万社なんですけれども、そのうち、中国が約3万社、ASEANが約7000社ということで、東アジアに6割を超える集積があります。そういう意味で、中嶋議員からも御指摘がありましたとおり、中国のみならず、いわばグレーターチャイナを中心とした東アジア地域のマーケットに今後の県内中小企業の活路を開いていくためにも、何らかの形で入り込んでいくことは非常に重要だと認識しています。

そういう意味で、サポートデスクについては、それを設置する国については、全体的に東アジアを想定して検討を進めるんですけども、三重県の中小企業が得意とする、例えば自動車とか電気電子、そういうものがどれぐらい産業集積しているか、あるいは日系企業数はどれぐらいあるか、あと、1人当たりが3000ドルというのを超えると耐久消費財がばっと普及するというデータがあるものですから、その1人当たりのGDP額がどれぐらいかということ、そういうものを総合的に勘案して、東アジアを中心に判断していきたいと思いますが、これを有効なものにするには、やっぱり行政だけでやってはいけません。民間の経験とかノウハウを生かしていく必要がありますので、提案公募による委託事業としたいと思っています。ですので、それに出てくる人たちの得意な分野というのにもなってくると思いますので、そういう意味で、タイムリーできめ細かい支援をできるサポートデスクというものにしていきたいと考えております。

それから、みえフードイノベーションのことでありますけれども、まさに、

今、中嶋議員から御指摘いただいたような形で進めていこうと考えておりまして、その1、2、3次産業の6次産業化に、さらに、例えば先ほど言っていたいただいたハーブマダイとか、あと、濃厚カテキン茶とか、医療にもいいとか、高齢者にとってもいいというようなもので、10次産業化というかどうかは別として、6次産業化に、付加価値とか情報発信力とか生産者の思いとか、そういうのをプラスアルファしていく、そういう革新的な取組にしていきたいと考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。

本当にもうからんではやっぱり元気になりませんので、ぜひとも知事が先頭に立って、もうかる三重県づくり、そしてまた、防災のほうはぜひ特化した形で頑張っていたきたいというふうに思います。

いろいろとまだまだお尋ねしたいことがありますが、時間が参りましたのでこれで終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 27番 辻 三千宣議員。

〔27番 辻 三千宣議員登壇・拍手〕

○27番（辻 三千宣） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、防災対策についてでございます。

もうこの件については何人かの議員の皆さんがお尋ねしたことでございますけれども、あえて私も防災対策について聞かせていただきたいというふうに思います。

東日本大震災の発生から1年が経過しようとしています。被災地は復旧、復興に向けて前進していますが、その道のりはまだまだ険しい状況です。次に起こると言われている東海・東南海・南海地震の三連動地震の被災地に含まれる本県は、事前の減災対策をとって被害を少しでも軽減させるために、東日本大震災で起こった出来事、わかった課題を分析し、その教訓に学ばなければならないというふうに思います。

そこで、東日本大震災の発生を受け、県は津波浸水予測を行い、緊急地震対策行動計画を策定するなど、矢継ぎ早の対応を行ってきましたが、その進捗状況は今どうなっているのでしょうか。特に津波からの避難は、待ったなしの対策が求められています。津波から命を守るためには、県民自らが避難する意識を持ち、そのときに備えておくことが大事であるということもありません。しかしながら、まだまだ多くの県民には、今、何を備え、どのような行動をとるべきか、理解がなされていないのではないのでしょうか。

関西で育った知事は、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を、今後の県の地震防災対策については、そういった御経験もあるということで、次に、阪神・淡路大震災の際には多くの家屋倒壊がありました。住まいの耐震化、現在の状況はどうでしょうか。これまでも、耐震診断や耐震補強補助の制度改善を図るなど、努力を重ねてこられました。東日本大震災の津波被害の状況を見れば、その手を緩めるべきではないと思います。県の今後の計画や決意を聞かせてほしいと思います。

まず、その2点についてよろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を得て、私の思い、それから、どういように生かしていきたいのかということでもありますけれども、御紹介もいただきましたが、平成7年1月の阪神・淡路大震災は、大都市圏で起きた内陸直下型地震として、地震の強い揺れによる建物倒壊や焼失等による被害が全体の8割以上を占め、震災後の問題としても、避難所に多数の方が避難したことにより、避難所運営に支障を来すことなどが判明するなど、我が国の防災対策に大きな方向転換を迫る大災害でした。

本県では、阪神・淡路大震災の教訓として、木造住宅の耐震対策を進めるとともに、地震直後の地域の人たちによる、瓦れきの下に生き埋めになった人の救助活動が有効であったことから、共助としての自主防災組織の育成を図ってきました。

さらに、平成7年がボランティア元年と名づけられるなど、災害時におけ

るボランティアの重要性が認識されたことから、災害救援ボランティアへの育成、支援を行ってきたところであります。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録し、揺れに続く津波による死者が全体の約9割を占める海溝型地震として、未曾有の被害をもたらしました。また、死者が12都道府県から報告されたほか、東北地方から関東地方にかけて埋立地などで大規模な液状化が発生するなど、2府1県で死者が報告された阪神・淡路大震災と比べ、広域的な大災害でありました。

先ほども議員からも触れていただきましたが、阪神・淡路大震災が発生した当時、私は大学1年生で東京におりました。倒れた阪神高速道路の近くに住んでおりましたし、どんどん死者が増えていくニュースを見まして、また、後日、私の知人も亡くなったことを知り、本当につらい思いでいっぱいでありました。また、兵庫の実家の親には2日間連絡がとれず、やっと電話がつながるといような状態でありました。また、母校の体育館は死体の安置所、運動場は自衛隊の車両の待機所となっていました。

東日本大震災では、被災地を訪れた際、想像を絶する状態であり、三重県と同じような長い海岸線を見て、同じようなことが起こってしまうのではないかと、危機感と恐怖感を強烈に感じました。

この東日本大震災のような最大クラスの揺れや津波を伴った地震に対しては、先ほど議員からも触れていただきましたが、自助の大切さ、これが実感されたところであります。皆さんの御自身の命があればこそ、皆さんにとって大切な人や逃げるために支援を必要としている人の命を救うことが可能となるんだということも、私も申し上げてきたところであります。

こういう未曾有の大規模災害では、ハード面の整備だけで対応するには限界があることから、多くの人々の力や知恵を結集して取組を進めたいと考えております。このような考えのもと、先ほど御紹介いただいた津波浸水予測調査あるいは三重県緊急地震対策行動計画、こういうのを策定し、取組を進めてまいりました。

昨年9月の中央防災会議専門調査会の報告で、東海・東南海・南海地震は、巨大な津波による被害だけでなく、地震の強い揺れによる被害も甚大になる可能性が高いと、そういうことで、強い揺れの阪神・淡路大震災や津波の東日本大震災、この両方で得た教訓を踏まえて新しい地震対策を進めていく必要があります。

こうしたことから、平成24年度に策定する新地震対策行動計画は、減災の考え方にに基づき、公共施設等の耐震化などハード整備に、避難訓練や防災教育、住宅の耐震化など、県民の皆さんの自助の取組や地域の共助の取組を集集し、とり得る手段を尽くした総合的な計画として取りまとめていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、自分と縁のある地域で阪神・淡路大震災が起こり、また、東日本大震災から約1カ月後に知事に就任させていただいたと、そういうことを考え合わせれば、この三重県の防災対策に全力で取り組むということは、いわば私の宿命のようなものであるというふうに考えておりますので、これからも関係者の皆さんと一緒に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

[27番 辻 三千宣議員登壇]

○27番（辻 三千宣） 阪神・淡路大震災の際には、多くの家屋の倒壊がありました。住まいの耐震化、現在の状況はどうなんでしょうか。これまでも、耐震診断や耐震補強補助の制度改善を図るなど、努力を重ねてこられていますが、東日本大震災の津波被害の状況を見れば、その手を緩めるべきではないと思います。県の今後の計画や決意を聞かせてほしいと思います。担当部長。

○県土整備部理事（廣田 実） 木造耐震の今日の状況でございます。

本年の6月の議会でもって最高90万円までの補正をいただきまして、今般の最終補正で、なお予算が足りないということで、約2600万円の増額を今お願いしておりますのでございます。

実は、東日本大震災以降、県民の方の要望がかなり参っております、平

成23年度末の耐震化見込みでございますけれども82.4%、平成24年度末で84%の耐震補強率を見込んでおります。目標としております平成27年度90%に向けて、さらなる耐震化に向けて、啓発等、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

〔27番 辻 三千宣議員登壇〕

○27番（辻 三千宣） 日本という国はその点、非常に海外から評価されているという部分で、特にこういった大きな災害が発生して大きな被害を受けながらも非常に落ちついた対応、冷静な対応で、例えば援助物資を配布される場合でも列をきちっとつくって、これは私たち日本人にとっては当たり前のことなのですが、外国のメディアから見ると非常に日本人のすばらしさというふうに映っているようで、こんなことも災害が起きたときに日本人のすばらしさというのがあらわれたんだなと思います。

それと、東日本大震災のときにちょうど福島県、東北地方に滞在していたドイツ人の家族、つい最近のテレビで紹介されていたんですけども、3人家族が、ある人の家に避難をさせてくれということで、その人のうちへ来ました。その方はもう既に家屋そのものが浸水をしていて、胸までつかうような状態でした。その家の高い部分にドイツ人の家族を3人避難させて、自分は家の中で浸水している水の中に朝までドイツ人の心配をしながら過ごしたということで、次の日の朝から車を探して、ドイツ人の家族を無事東京へ送り届けたというエピソードがあります。これがドイツで大変反響を受けまして、ぜひその日本人をドイツに招待してお礼の会合をしたいということで、政府までかかわって、その人がドイツで大変有名な人になったということを知りますと、日本人というのはいざとなると冷静でいられる国民なのかなというふうに思います。海外からもそんな評価を与えられて、私としては本当にうれしく思っております。

それで、次に防災の取組ということなのですが、この件は教育長にちょっとお聞きしたいんですが、通告がちょっと不十分で申しわけなかったと思っ

ています。

さきにも述べましたが、防災の取組は行政だけでは限界があります。自助、共助の言葉にあるように、県民自らが防災の取組を実践していく中では、県全体の防災力が上がらないと、地域には自主防災団のリーダーやみえ防災コーディネーターなどの防災人材がいて、これからも充実が求められると思いますが、やはりこれらの人に頼り、これらの人だけが行動するような防災では十分とは言えないのではないかと考えます。県民一人ひとりが防災に取り組むような運動になってほしいと期待しています。そのためには、子どものころからの防災教育が大切だと考えています。小学校、中学校、高校生に対する防災教育の充実を図る考えがないのか、教育長の見解を聞かせてください。

○教育長（真伏秀樹） 学校におけます防災教育の関係でございますけれども、教育委員会のほうでは昨年の東日本大震災を受けまして、学校におけます防災対策ですとか防災教育を根本的に見直すということで、昨年6月に学校防災緊急対策プロジェクトというのを設置いたしました。

その中で、これまでの学校防災といえますか、防災教育の中身を全部見直そうということで、いろんな取組をずっとしてきたわけなんですけれども、その成果という形で、昨年の12月ですけれども、三重の学校における今後の防災対策、防災教育のあり方という形で、指針という形でまとめた形での報告をさせていただいたところでございます。

この中では、いろんな面を検討させていただきましたので、例えばハード面での整備の話ですとか、それから、ソフト面での取組等を合わせて15項目ほど、その中でいろいろ課題等を挙げさせていただいて、また、それに対する対応方針という形で指針を出したようなことでございます。

特にその中でも防災教育については、やっぱり発達段階に応じた系統的な指導計画の策定を行うこととか、それと、あと、最近の科学的な知見や過去の災害等の教訓を生かした教材等を作成すること、それと、また、それに基づいて教育委員会とか防災関係機関が学校の防災学習なんかをしっかりと支援

していこうじゃないかということもうたったところでございます。

さらに、災害時におけます教職員がやっぱり大きな役割も果たすというふうに考えておりますので、学校におけますいろんな訓練、それから、教職員の研修、それと、学校におけます防災リーダーという形でその中心になります教職員の育成というのをいろいろその指針の中でも示させていただいたところでございます。

特に具体的な取組といたしましては、この2月に、県内のすべての児童・生徒の方を対象とする、学校とか家庭で使う教材なんですけれども、防災ノートというのを配付させていただきまして、それをもとに、市町の教育委員会、それから各学校で活用していただきながら、実際の防災学習に役立てていただきたいということ。それから、平成24年度には、学校防災のリーダーになります教職員の養成でございますとか、それから、指導計画等の立案等ができる教材等の選定といいますか、そのこともしっかりやっていきたいなと思っています。

それから、また、あと、専門的な知識を有します職員を学校に派遣いたしまして、具体的な学校防災に関する防災教育の支援でございますとか、それから、保護者、地域、それから、あと、子どもたち、実際に連携した形での実践的な避難訓練なんかの取組というのをいろんな形で学校等を支援させていただいて、学校での防災教育がより充実したものになるような取組を一層進めていきたいと思っております。

以上でございます。

〔27番 辻 三千宣議員登壇〕

○27番（辻 三千宣） 大分昔の地震なんですけど、関東大震災、大正12年9月1日、20万人の死者が出たということで、ただ、そのときに起きた非常に残念なというか、悲劇というか、甘粕大尉という旧軍隊の憲兵の大尉なんですけど、憲兵というのは兵隊の犯罪を取り締まるというのが憲兵というんですけども、アメリカ軍でいうとMPということですか。日本軍の場合はその憲兵が一般の国民をも取り締まるような、非常に日本国民に恐れられていたと

いう存在なんです、その憲兵の甘粕大尉というのは、関東大震災に、20万人の死者が出たというこの大きな大震災のときに、東京が非常に混乱し、ある日突然、じわじわとですけれどもデマが広がりました。それは、東京の、まだそのころ水道が必ずしもしっかりと普及していない時代でしたけれども、井戸に毒をほうり込んでいるといううわさが立って、多くの朝鮮からの人たちが殺されてしまいました。その混乱が大分続きました。非常に残念な事件だと思いますし、と同時に、大杉栄という無政府主義者の有名な人がいるんですが、やはり憲兵にとらえられて、奥さんと子どもがいたんですけど、その3人が警察署の中で殺害されたという、今では考えられないような、そういう事件が起きています。さすがに甘粕大尉は、軍法会議、つまり裁判にかけられて、軍籍は剥奪ということで、特にそれ以上の処罰も受けずに放されました。その後をちょっとトレースしてみますと、その甘粕大尉というのは満州にわたって満州の映画会社の理事長になっているということで、大変私もびっくりしたんですが、終戦のときに、さすがに彼は自殺をしたという話がありました。

私の父親も戦前、東京の警視庁というか、ある署に刑事として勤めていたことがあるんですね。戦後、私が高校3年か2年のときにその話を父親から聞いた途端に父親と口をきかなくなっちゃったと。それはやはり、小林多喜二『蟹工船』、築地警察署なんていうことで、小林多喜二が警察署の中で結局は拷問を受けたりして殺されてしまうんですが、そんな本を読んだりそんな話を聞いたので、父親がそういう仕事をしていたということで、それ以来口をきかなくなったというときもありました。しかし、父親は、全くそういう思想を取り締まるような警察官ではなかったもので、後でそれはちょっと私の思い過ごしだったなというふうに思っています。むしろ父親は、近所に住む朝鮮半島から来た人を自宅にかくまって、保護をしてあげたという話を聞きましたので、非常に私としてもほっとしているところです。

それと、先ほど被災地の皆さんが外国人を本当に親切に扱ってドイツまで帰ってもらったという話もありますし、日本人が非常にこういった災害にお

いて特にパニックにもならず冷静に対応してきたということに関して、私も大変誇りに思っています。

それでは、この件についてはこれで終わらせていただきます。

次に、国際交流というタイトルにしておりますけれども、実質は多文化共生ということでお聞きしたいと思います。

先日、鈴鹿市のほうへお訪ねして、鈴鹿市の外国人の教育についてちょっと調べさせていただきました。大変丁寧な対応もしていただき、中身も充実した内容の、いわゆる外国人に対する教育について説明をいただきました。ただ、鈴鹿市としては、やはり問題を抱えているということもありまして、実は私のほうに、外国人児童生徒巡回相談員の派遣事業の充実についてという文書でファクスがされてきましたもので、ちょっとそれを読ませていただいて、また県の対応をお聞きしたいというふうに思います。

外国人児童生徒巡回相談員の派遣事業の充実についてというタイトルですけれども、「昨年度の県事業仕分けにおいて、『多文化共生社会の担い手をつくる外国人児童生徒教育推進事業』については、国籍にかかわらず、すべての児童生徒に学びの機会を提供することは、人権の問題として当然のことであるとの観点から拡充と判断されました。今後は、県と市町の役割づけを明確にし、人材的にも財源的にも市町で対応困難な部分については、県が更なる補完をしていくべきであるとの指摘がありました」。むしろこの内容は逆に市にとっていい内容なわけですが、「『多文化共生社会の担い手をつくる外国人児童生徒教育推進事業』の内容の一つに、日本語指導や適応指導をおこなう外国人児童生徒巡回相談員11名を市町に派遣する事業があります。外国人児童生徒の在籍する学校からの要請に応じて相談員を派遣しており、平成22年度は、2048回の訪問活動実績となっています。一方、関係市町においても日本語指導の補助や適応指導をおこなうための支援員や指導助手を配置していますが、県の巡回相談員の派遣との調整が不十分で、外国人児童生徒への効果的な対応ができていない現状があります。このような状況から、県と市町の連携による効果的な支援体制づくりが必要であり、そのた

めには、市町の状況に応じた支援を進めていくことが重要です。具体的には、県が市町での対応が困難な部分についての課題を把握したうえで、市町が県の巡回相談員を有効に活用できるように柔軟に対応できるしくみづくりをお願いします。」という点と、非常勤任用の国際対応化加配教員の配置に係る環境整備についてです。

「県は、外国人児童生徒教育の推進にあたり、関係市町に国際対応化加配教員を配置しています。その中で、非常勤の加配教員は、週9時間の勤務となっていますが、この時間は実際に日本語指導をおこなう授業時間だけが該当し、学校の日本語教育担当者や担任との打ち合わせ時間等は含まれていません。外国人児童生徒の日本語指導は、学校教育活動全体の中でおこなわれており、加配教員が児童生徒の実態や学習の状況を把握したうえで、一人ひとりに応じた指導にあたる必要があるにもかかわらず、学校の担当者等との連携が不十分になっている現状があります。さらに児童生徒の日本語能力に応じた教材を準備する時間も確保されていません。このような状況から、加配教員が学校の担当者等との連携をとり、児童生徒に有効な日本語指導をおこなうための環境整備をお願いします。」と、このような文章が私のほうに入りましたんですが、その点、教育長ですか、よろしく願いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 外国人児童・生徒の方の教育について、お答えを申し上げます。

現在、県内の小・中学校に在籍をしていらっしゃいます日本語指導が必要な外国人児童・生徒というのは1501人いらっしゃいまして、学校でいいますと、小学校で1061人、それから中学校で440人なんですけれども、在籍率という面からいっても全国的に、三重県、1番という状況でございます。

それと、県内の小・中学校の約4割に当たります212校にそれぞれ、数はいろいろありますけれども、在籍をしていらっしゃる状況がありますので、大変在籍状況というのは広域化しているというようなことでございます。それと、言語数についても今22言語ございまして、大変多言語化が進んできて

いるという状況でございます。

こうした中で、県と市町との外国人の児童・生徒に対する教育をどういう形で進めていくかという部分で、当然その役割分担という話は出てくるわけなんですけれども、大きくは、私ども、3段階で一応役割分担等をしながら進めておるところでございます。

どういう段階で分けるかというところでいきますと、当然外国人の児童・生徒の受け入れから、学校生活への適応指導ですとか、それから、学力の進路保障までを見据えた形で三つの段階に分けておりますけれども、それぞれそれ連続性をしっかり大切にしながらその取組を進めてきておるところでございます。

その一つが、第1段階ということで、これは特に市町のほうでやっていただくことになるんですけれども、就学年齢に当たる外国の子どもたちに対する就学促進とか、それから、日本語の会話がまだ十分でない子どもたちを、市町のほうで開設をしていただいております初期適応指導教室、その辺で取組をしていただきます。

それで、次の段階といたしましては、第2の段階なんですけれども、日本語会話としての日本語指導でございますとか、それから、学校生活への適応指導という形のものを具体的な取組としていたしております。

御紹介がありました巡回相談員なんですけれども、現在11名おりまして、ちょうどこの2段階のところを特に担当させていただくというような形になるかと思えます。市町とか学校の要請に応じまして、実際に現場へ出向きまして、外国人の児童・生徒に対する指導等の支援等を行うというのがその役割でございます。

あと、それとは別に、いろいろ学校のほうの支援等もしなきゃいけないということもございまして、特に県の教育委員会の中にはポルトガル語が話せる専門員というのを別途配置いたしております、児童・生徒の方とか保護者からの電話等の相談等もたくさんございまして、それへの教育相談というような形での取組もさせていただいております。

それと、あと、余り児童・生徒を受け入れていることの経験の少ない学校もたくさんございますので、そういう学校に対しましては別途また専門的な知識や技能を持ったコーディネーターというのを派遣する形で、それぞれ教職員の方ですとか、それから、先ほどの市町のほうで雇っていただいています外部支援員がございまして、その方々との連携を密にするための指導力とか、それから、そのための指導力向上のための研修等、いろんな形で支援させていただいております。

それと、あと、3段階は、もう一つ高いレベルの、本当に日本語の学習といますか、言語学習としての日本語をしっかりと学ぶためのものがございますので、その辺につきましても市町としっかりと連携をさせていただいて、本当に日本語が身につくような形の独自の教材というのも三重県のほうでいろいろ開発する中で、子どもたちがしっかりと学べるような体制についてもやってきているかというふうに思っております。

それと、御指摘のございました国際化対応の非常勤ということで、今現在、平成23年度でございますけれども、小学校で43校ほど、それから、中学校で16校、全部で59校、人数的には60人配置をさせていただきまして、いろんな授業を進めるときに必要な連携といますか、それはとらせていただいているかなと思っております。

御指摘がございましたように、まだ十分でないところもあるかと思っておりますので、この点につきましては今後もしっかり配慮をしながら、より充実した教育ができるように取組を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔27番 辻 三千宣議員登壇〕

○27番（辻 三千宣） 丁寧な説明をありがとうございました。

これでまた、鈴鹿市のそういった国際交流というか、在留外国人の対応をまた十分にされていくことと思います。今後ともよろしく願いいたします。

私自身の国際交流の経験は大したことがないんですけども、27歳まで東京に住んでおりましたもので、終戦直後の東京はアメリカ軍の兵士がジープを

乗り回してなかなかぎやかなところがありました。それはそんなことで、そんなに悪くない経験だったかなと思いますし、私が通っていた小学校の割合近くにアメリカ大使館がありましたので、アメリカ大使館のほうへ行きますとやっぱり大使館員の子どもたちが外で遊んでいるんですね。それで、その子たちとよく遊びました。言葉はわかりませんでしたけれども、やはり気持ちに通じるということで、私にとっては大変楽しい経験であり、それが私にとっての初めて国際交流じゃないかなというふうに思います。

また、学生、大学1年のとき、私の友人が、アメリカ軍の立川基地がありまして、空軍の基地があるんですが、そこへ私を連れていってくれました。あちらでアメリカ軍の将校と会ったんですが、相手の言っていることはさっぱりわかりませんし、こちらが何をしゃべっているかもさっぱりわからない。中学3年、高校3年、そして予備校で1年間、計7年間も英語を勉強してきたのにさっぱりと役に立たないということで大変ショックを受けました。そんなことから、自分のそういう修行のためにもと思って、その基地に出入りして、様々な交流をしたことを覚えています。

また、私としてはできるだけ、ですから外国人には親切にしていこうと。その日本のイメージを高めるためにというほどの大げさなものじゃないんですけれども、伊勢に中国人の留学生がいまして、非常にそのころはまだ中国もそんなに豊かなときではなかったんですが、できるだけ支援しようということで、妻と中国語をその留学生から学ぶということで、月謝を払うことによって少しでも支援できたらと。それは、きっかけは私の高校の大先輩がたまたま三重県のほうで、大内山塾という中国人の留学生を世話する施設を、度会郡大内山の本当に田舎にそういう施設をつくって、中国人の世話をした。大先輩が私に連絡をしてくまして、少し手伝ってやれというようなことで中国人との交流が始まりました。

また、二見町長のときに、中学生を20人、毎年オーストラリアに派遣しまして、といってもわずか10日間のことなんですが、オーストラリアでの生活を経験させるということで、その事業を続けてまいりました。そんなことで、

私にとってやっぱり国際交流というのは自分自身も大切なことだなと思いますし、これからの若い人たちはなおのこと、国際交流、また、国際感覚を身につけて、世界で活躍してほしいなというふうに思っています。

それでは、3問目、少子化対策についてお聞きします。

高齢化対策ももちろん重要な課題です。しかし、少子化はそれを上回る深刻な問題だと思います。なぜなら、少子化は一国の人口減少に直結し、その国の国力の低下、すなわち国の弱体化につながるからです。特に、急激な人口減少に歯どめがかからない場合には、遠からず国そのものが消滅しかねない状況になります。このままの出生率が続きますと、100年後には日本の人口は半分以上になります。私が計算したわけじゃないんですけども、さらに、500年後には人口は13万人程度という試算が出るそうです。13万人というと、縄文時代、日本にはその程度の人口だったそうですから、非常に厳しい数字です。

そこで、お尋ねします。三重県として人口減少に歯どめをかけるために、今後どのようなドラスチックな施策を考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

〔太田栄子健康福祉部こども局長登壇〕

○健康福祉部こども局長（太田栄子） 人口減少の社会にどう対応していくのかといったようなお尋ねだというふうに思います。

少子化の傾向というのが大変進んでおるとするのは毎年発表される厚生労働省の人口動態調査でもはっきりしておりまして、三重県でも平成22年度の合計特殊出生率は1.51というような数字を示しておりますけれども、ここ近年は1.3の台を推移しておりまして、大変憂慮すべき事態であるというふうに認識をしております。

三重県の子ども政策、子育て政策の中で、そうした少子化にならざるを得ない社会につきまして、やはり子育て支援という観点からしっかりサポートをさせていただくということが重要であるというふうに思っております。地域や家庭の養育力の低下が言われて久しい中で、子どもの育ちであるとか子

育て環境の厳しさが増しておりまして、そういったことがやはり人口の減少であるとか少子化の傾向に影響を与えているものだというふうに考えております。

子ども・子育て政策の中では、仕事と家庭の両立支援であるとか、安心して産み育てる環境の整備というものが一層求められておりますので、県といたしましては、市町の様々な子育て支援政策とともに、政策展開をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

〔27番 辻 三千宣議員登壇〕

〇27番（辻 三千宣） 市町のそういった活動に対して支援をしていくというふううに受けとめましたけれども、もう少し私としては、県の市町への支援というか、具体的な内容を知りたいなと思います。

私が二見町長時代、保育所の運営を当然したわけですがけれども、3カ所保育所をつくりまして、とにかく待機児童なしということで希望者は全員とにかく入っていただきました。夜7時までの延長保育というのも希望があればしました。3カ所とも延長保育をしておりました。それから、小学校低学年の児童に対してもやはり、どうしても家に1人残っているという状況がありましたから、放課後児童クラブ、学童保育と呼ばれているものですがけれども、その名前ではなくて放課後児童クラブということで、幼稚園のような施設に小学生を預かって、いわゆる学童保育の実績というか、実を上げたというか、親御さんたちは大変喜んでくれたと思っています。

ただ、一部には、親が時間的に余裕を持たせてもらって、その時間を労働に使っていないで遊びに使っているというような人もいましたけれども、それは私としてはとにかく善意にとらえて、働かなければ食えないという人だというふううに私としては考えて、そういう人たち、学童保育とか、そういう制度をきっちりと守ってまいりました。

そこで、そういった市町の保育に関する行政とか、それに対して県としてもう少し具体的に、また、予算も使って支援をしていただいていると思いますが、もう一度ちょっと聞かせてください。

○健康福祉部こども局長（太田栄子） 県として行っております市町支援の子育て支援でございますけれども、例に挙げていただきましたように、保育サービスの充実ということは非常に大きな施策ではないかというふうに思っております。

最近の厳しい経済情勢もございまして、出産後の早い時期に保育所の利用を希望する保護者の方が増加をしております。いわゆる待機児童が本県においても増加の傾向にございます。このために、県といたしましては、安心こども基金を活用した市町の保育所整備の支援によりまして、平成21年度、平成22年度の2年間で、8市1町で1200名の定員増、そして、本年度は、4市で378名の定員増を見込んでいるところでございます。

また、さらに、来年度につきましては、国の平成23年度第4次補正予算の成立に伴う安心こども基金の活用により、市町の保育所整備のための関係予算を平成24年度一般会計補正予算（第1号）に計上しておるところでございます。

さらに、こういった待機児童の多くはゼロ歳児から1歳児が占めていることから、低年齢児保育のニーズにこたえるために、加配保育士を配置している等の保育所に対して県単独の補助制度を設けまして、低年齢児の受け入れを促進しているところでございます。

また、保護者のほうからは切実な要望がございます病児・病後児保育についてでございますけれども、これは、市町ごとでは利用がコンスタントに見込めないため、市町独自で実施することが困難なサービスでございます。そこで、既に実施をしておる施設を、近隣の市町の住民にも利用できるよう広域調整を図るとともに、県単独の補助制度を設けて促進を図ってきております。引き続き、広域的なこういった取組も進めたいというふうに考えておるところでございます。

また、市町を支援する子育て支援策として大事なのが母子保健対策であろうかというふうに思っております。その一つとして妊婦健康診査の費用助成などにも取り組んでおりまして、県ではすべての妊婦に安心して健診を受け

ていただけるよう、県医師会や市長会、町村会等による調整会議を主催させていただきまして、全市町での統一した項目、単価による健診の実施を支援させていただいております。

このことによりまして、現在全市町で、妊婦に必要とされる、通常14回なんです、その14回の公費助成制度が実施をされておるところでございます。

また、母子保健対策のもう一つの柱でございます不妊治療助成制度でございます。

不妊に悩む夫婦の経済的支援として特定不妊治療費の助成を行っておりますが、特定不妊治療は医療費が非常に高額な上に保険適用外でもございまして、経済的に大きな負担を強いられるものでございます。現在、第2次ベビーブーム世代が出産年齢を迎えていることから、ここ数年の支援が、冒頭におっしゃられました少子化対策の一助になるかというふうにも考えまして、有効かつ重要ではないかと考えまして、平成24年度から市町への県単独補助制度の所得制限を緩和して、対象を拡大することなどに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

様々申し上げましたが、市町とともにしっかりこういった施策を進めていきたいというふうに考えおるところでございます。

〔27番 辻 三千宣議員登壇〕

〇27番（辻 三千宣） ありがとうございます。

今の局長の答弁、必要にして、かつ十分な内容だったというふうに思います。今後ともさらにその支援を拡大していただき、少子化対策、一助を担っていただきたいというふうに思います。

私は実は8人兄弟の7番目ということで、今の出生率だったら当然この世に生まれてこなかった順番ですけれども、おやじとおふくろには本当に感謝しています。2人はとても仲がよかったことは確かなんですけれども、子育ては大変だったろうなというふうにつくづく思います。私は3人、少なくとも5人をとったんですが3人で終わってしまいましたけれども、何とか拡大再生産に多少でも寄与できたかなというふうに思っています。ぜひ県当局

におかれましては、子育て支援についてはしっかりと十分な予算と人員を配置していただいて、三重県の人口だけでもどんどん増やそうじゃありませんか。私も微力ながら協力をさせていただきます。私自身は産まないんですが、ひとつそういうことで、時間が少し早いですけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分再開

開 議

○副議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。19番 小野欽市議員。

〔19番 小野欽市議員登壇・拍手〕

○19番（小野欽市） 自民みらい会派の津市選出の1期生の小野欽市でございます。

今日の午前中の演壇と議長席は早慶戦でございました。大変珍しい質疑時間であったと思いますが、さて、私は真ん中でございまして、大きな質問もできませんので、背丈も経験もございません、確実なヒットで足跡を残すように努力をして、県民の期待にこたえられるように頑張っておりますので、また、東大の知事にはかわされることがないように、当局の皆さんにもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、私は、あれもこれも伺いたいことばかりでありますけれども、

時間の制約もございますので、8項目に絞って質問させていただきます。中には独特の言い回しで御理解をいただきにくいところがあるかもしれませんが、お許しをいただいて質問に入らせていただきます。

まず、三重県行財政改革取組最終案について、二つお尋ねをしたいと思います。

まず、今回の三重県行財政改革については、現状の公債費や社会保障関係経費がこのままでは毎年100億円ずつ増高を招いて、三重県財政自体が危機的な事態を招くという鈴木知事の認識は、21日の代表質問の答弁で伺いました。

また、今後の目標として、平成26年には県債残高が平成23年の実績より下回るように、歳入歳出面での様々な取組を行って、可能な限り県債の発行抑制に配慮した予算編成を行う表明をされています。

さて、そのためには、まず第1に先導・変革、第2に自立・創造、3番目が簡素・効率を、この三つのキーワードを中心に、取組の3本柱としては、まず第1に人づくりの改革、第2に財政運営の改革、そして、第3に仕組みの改革を挙げられて、みえ県民力ビジョンの着実な推進につなげていくと、その覚悟を示されています。

中身としてはあれもこれもという様々な実践をすべき項目がございますが、そのどれもまた、外向きの改革であるように感じられます。また、一昨日の議論では、行財政改革についてはかなり専門的なやりとりがこの場で行われましたが、なかなか時間がかかる議論の中身でもありました。

私は、まず今なすべきことは、県民に示す改革案があるとすれば、その前に三重県職員の足元の極めて近いところから改革を実行すべきであろうかと考えます。今回の予算編成において、人事委員会の関与なしに職員給与を3%カットされたことは、その額はともかくとして、一定評価されるものであると考えます。しかしながら、国においては人事院勧告0.23%の引き下げを含んで7.8%を削減することが与野党で合意されたことに比較しますと、三重県において、さらにもう一段の削減が検討されることになるのは自明で

あります。

知事自身も、先日この議会において、任期中の総人件費2割カットを明言されております。ただ、今回の三重県の職員給与の削減が、管理職のそれは昨年からの削減を継続していることを考えると、何かすっきりしないものがあります。本来の給与は、一般職員、管理職ともに扱いは同一のものであって、今回、職員給与を削減するのであれば、すべてを5%にそろえてもよかつたのではないかと受け取っております。この点の御認識を伺っておきます。

さらに、変革を言うのであれば、次の点について伺います。（パネルを示す）職員が通勤に使っている自家用車の県庁舎敷地内への駐車場料金は、今、無料であります。三重県民、ただ1人として、自らの駐車場代に税金もかからず、無料で安全にとめ置くことができる人はだれもおられません。県有地の適正な利活用をお考えならば、まず、県内の三重県庁舎及び関係団体が使用している敷地内の職員向け駐車場、県立高校も含んでですが、月貸しの駐車場として県収入の増加を図るべきですし、私たち議員も、議事堂地下の駐車場を使用する者は当然、適正な料金を支払わなければならないと思います。

さらに、吉田山会館等関連施設での他団体への管理の業務委託を見直し、機械式の駐車場管理に変えるなどして、料金徴収を図るべきです。しかしながら、これは一般県民からの徴収を考えているものではありません。

当局は、ここ本庁舎を含め、県内で何台ぐらいの職員保有の自家用車が通勤に使用され、駐車されているとお考えでしょうか。この点を調査していただいたのがこの表でございます。この表にございますように、約1万台がとめ置かれております。聞くところによりますと、とめる場所が決まっていないために、いつも通勤で自家用車を使われる場合には朝早くに来ないととめられないということもあって、職員の皆さんは大変御苦労をされていると伺っておりますが、それならばいっそのこと、きっちりと管理ができるように希望を募って整理し、有効に活用すべきと考えます。

また、各市町においては、例えば津市などは5000円とか7000円とかに分けて職員から駐車場料金を徴収していますし、駐車場がないというところは—

般職員が御自分で借り上げてとめておられる。あるいは、県の職員の中でも、この県庁舎のそばでは御自分で1万円とか1万2000円とかお支払いになっておとめになってみえる職員もみえるわけです。そんなふうを考えてまいりますと、やはり職員というのは三重県の県民のために働く職員でなければいけませんけれども、そういう利活用ということを抜きに君臨をしているだけでは意味がないように感じます。

このような細かい利活用がなされて、遊休施設、これは職員住宅敷地の使用も確認する必要がありますけれども、活用が図られるだけでも、少なくとも四、五億円ぐらいの収入につながるのではないかと考えます。

このようなことはごく当たり前のことで、事業仕分けというほどのことではありません。また、今は4月の異動期が目前でございますので、ちょうどそれぞれの希望を調査し、その希望を受け取りやすい時期でもありますので、3カ月もあれば、やる気になれば整理ができると思っておりますが、この実現方を伺っておきます。

さらに、当局には一つ、三重県行財政改革のための検討会というのをお置きいただいて、これは行政内部の組織ではなくて、第三者機関としての聖域なしの、しっかりと検討できるようなセクションを設置されることを要望しておきたいと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

以上、3点について御所見を伺っておきます。

〔植田 隆総務部長登壇〕

○総務部長（植田 隆） まず、初めに、人件費の件についてお答えさせていただきます。

管理職員に対する給与の減額措置につきましては、東日本大震災に係ります復興支援策でありますとか、被害を受けた県内産業への支援策、さらには、緊急に取り組むべき県内の防災対策等に早急に対応する必要がありましたことから、知事部局等の管理職員につきましては昨年の7月から、公立学校の管理職員につきましては11月から、給料月額8%から10%を特例的に減額いたしまして、引き続き平成24年度も実施することとしております。

一方、今回の給与の減額措置につきましては、厳しい財政状況の中、不足する財源を確保するため、やむを得ず一般職の給料月額を3%、特例的に減額するものでございます。

このように、今回の一般職員に対する給料の減額措置につきましては、なお不足する財源額をもとに、減額の率でありますとか減額の期間を検討したものでございまして、管理職員と一般職員とを同一の割合で減じるという考え方もあろうかとは思いますが、管理職員とは減額を行う目的でありますとか期間も異なっておるといところから、減額の率についても同じ扱いとはしていないものでございます。

二つ目の駐車場の件でございますけれども、現在、職員等が利用しております職員駐車場につきましては、本庁、地域機関、学校、病院などを合わせて、議員御指摘のように約1万台分を確保しております、料金につきましては徴収をしておりません。なお、駐車場の管理につきましては、本庁におきましては津市のシルバー人材センターに管理を委託しているところでございます。

議員御提案の職員駐車場の有料化に当たりましては、一つには、交通不便地などの勤務箇所や、出勤、それから退庁の時間でありまして、変則勤務などの勤務内容によっては、やむを得ず自家用車を使用しなければならないような実態があるということ、それから、二つ目には、適切な駐車料金の算定方法でありましてその徴収方法、三つ目には、駐車場の適切な管理運営方法、四つ目には、新たな管理方法の導入に伴います初期投資の経費、五つ目には、職員や入居団体などの利用者の意向の確認などの課題があると考えております。

また、機械式の駐車管理の導入に当たりましては、一つにはイニシャルコストとランニングコストの検討でありまして、二つには管理運営費が賄える料金設定の検討でありまして、三つには入居団体等の利用者の負担額の検討などの課題があろうかと考えております。

このような課題を踏まえまして、また、他県や県内市町の取組状況も勘察

しながら、三重県行財政改革取組の中で検討をしていきたいと考えております。

三つ目の外部組織でございますけれども、三重県行財政改革取組につきましては、知事を本部長とします三重県行財政改革推進本部を中心に、部局横断的な推進及び適切な進行管理に全庁を挙げてしっかりと取り組んでいくこととしております。

また、平成24年度の組織改正におきましても、同推進本部の事務局として、行財政改革を一元的に所管いたします行財政改革推進課を総務部に設置いたしまして、多岐にわたる行財政改革を的確に推進する体制を整備することとしております。

さらに、県庁内部だけの議論にとどまることのないよう、節目節目で県議会や県民の皆様には御報告、公表し、御意見をいただくとともに、今年度設置をいたしました外部有識者で構成いたします三重県行財政改革専門委員会につきまして、専門委員の拡充を図るなどにより、幅広い見地や専門的な視点から、さらなる御意見や新たな方策などの御提言もいただきながら、的確に推進をしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） 御答弁をちょうだいしましたが、課題があるというのはもう十分わかった上での質問をさせていただいております。改革をするのは、知事、スピード感がなければ意味がないんですよ。給与のこともそうですが、同一視をして、一度削減幅を決めた上で、そのお金を手にしたときにどういうふうにするか、それが政治の決断です。

今のお答えは行政の内部のお答えとしか受け取れませんし、これをごらんになっている県民の皆さんは何でそうなるのかと疑問を感じられると思います。

その点について、今、時期の明示は全然ございませんでしたけれども、知事としてはどんなふうな感想をお持ちになったか、もし感想があればお伺い

したいと思います。

○知事（鈴木英敬） 特に駐車場の有料化の問題については、既に有料化されている都道府県が20、そもそも駐車場がないのが19、今は無料だけれども、検討していこうとしているのが6というような状況でありますから、いろんな課題はありますけれどもスピード感を持って検討したいと思います。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） 今の知事の答弁にも早急に検討していただく期待を持って、もうとにかく不退転の決意で、すべてフラットに置いて改革をしていくという心構えでなければ前へ進まないというふうに思いますから、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、基金造成についてお伺いをしたいと思いますが、今般提案になった平成24年度三重県一般会計予算では、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金積立金や南部地域活性化基金と、二つの基金という文字があります。このような基金というのは、一度使ってしまったて残金が少なくなったとき、また補充をしていくことになろうかと存じますので、そこら辺の運用については後々、また皆さんで御議論をしていただく部分が出てこようかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、実は、私ども会派の中では、去る12月会議へ向けての勉強会の折に、既に紀伊半島大水害のための復興基金造成について議論した経緯がございますが、提案には至っておりませんでした。それは、例としては、新潟県の中越地震並びに中越沖地震復興対策基金、約30億円というのがありますが、これらの基金の運用を参考にして、三重県においても、行政の支援が届きにくい、かつ、地域としては何とか整備をしていって、その地域の皆さん方の心がつながる集会所の補修であるとか、あるいは、地域のきずなを再生するために欠かせない氏神さん、あるいはほこらの補修であるとか、そういうところへ手が届かないかと、使い勝手のいい仕組みづくりを考えたんですけども、当時、奈良、和歌山にはこの種の基金が造成されていないということで、日の目を見えていないことになっております。

今回の基金というのはちょっと趣が違うようですが、今、例に挙げたような復興への行政支援の手が出しにくい案件には、三重県としてはどのように対処されていくおつもりか、そのようなことには検討なされていないのかについてお伺いをしたいと思います。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

○防災危機管理部長（大林 清） 紀伊半島大水害に関しまして、基金を造成して地域支援をしてはどうかという御質問だというふうに思います。

紀伊半島大水害からの復旧、復興につきましては、まず、庁内に紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議を設置して、各部が連携して復旧・復興対策に取り組んでおるところでございます。

そして、その基金のことに関しましては、奈良県、和歌山県とも連携しながら紀伊半島大水害の復旧・復興に関する国・三県合同対策会議を設置したところございまして、この中で国の関係省庁とも連携を図ってこれまで来ておるところですけれども、復興基金につきましては、東日本大震災で、国が特別交付税措置によりまして取り崩し型復興基金を創設しております。

こうした状況も踏まえまして、昨年10月31日に開催されました合同対策会議において、紀伊半島大水害におきましても同様の復興基金の創設に向けた、特別交付税による財政的支援について国に要請をしたところでございます。これに対しまして国のほうからは、復興基金につきましては毎年度、個別の事業をきめ細かく、特別交付税措置で対応したいというような御意見、そして、また、紀伊半島大水害に係る復興基金については国の補助制度の拡充状況も見て判断したいとの御意見をいただいたところございまして、現在では、3県、和歌山県、奈良県、三重県とも、基金の造成には至っておらない状況でございます。

県といたしましては、冒頭御説明しました、庁内に設置しております復旧・復興連絡会議を通しまして、被災者の皆さんの御意見とか市町の御意見・御要望も踏まえながら、しっかりとその復旧対策をしていきたいというふうに考えております。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） 御答弁をちょうだいしましたが、まさに、その特別交付金措置、交付税措置ができないような、宗教団体に係るほこらとか、そういうものはお金が流れないですよ、行政から。流したら、それこそ地鎮祭訴訟で津市が負けたような状況を招く可能性だってあるわけ。

新潟県の中越地震、あるいは中越沖地震のための復興基金は、それを一般財団法人に預ける形にして、行政から届かないところをしっかりとそれで支える、地域のきずなが切れないように、その復興のために基金を使う、その発想です。今、部長が御説明いただいた合同対策会議の基金というのは、まるで行政の範囲の中。私の質問と全然違うわけです。

知事、これ、新潟県の泉田知事というのは、あなたの経済産業省の先輩だと思うんですよ。泉田さんは、知事に就任する前日が、長岡、山越を中心とする中越地震の発災日だった。知事に就任早々から復旧、復興に、もう全力投球でやりながらこの復興基金をおつくりになって、今なおかつ、まだ疲弊した商店街とか、あるいは被災者の移転のための基金というふうな活用をされているんだ。やはりそういうところは、しっかりと前例があるのを倣って、今、何度も申し上げますが、やはり地域の皆さん方の心に寄り添うような支援ができる方策というのはお考えをいただかないと、そこがもう既に過疎の地域で、先ほどの大久保議員の質問にもあったように、皆さんまだまだ、やはり本当の復旧、復興には至っていないという気持ちがたくさんあるわけですから、ぜひそういう優しい、細かい配慮もお願いをしておきたいと思いますが、時間の都合でこれ以上申しませんが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、新エネルギービジョンの策定についてお伺いをさせていただきます。

平成23年3月11日をもって、我が国のエネルギーについての考え方は一変をいたしました。これまで人類がなし得た発明の中でも原子力という大変に有用な力を得て、自然との共生をする生活から、第二次世界大戦時の広島、長崎への原爆投下という人類初の惨禍を経験していながら、その後の何も資

源を持たない我が国が、産業発展による国家建設を選択して、その時点で、あたかも自然に逆らって、自然を統治するかのような人類の生活に踏み込み、栄華をきわめ、世界に冠たる日本国が、その一瞬にして将来の方向性を見失うような巨大な地震・津波災害という大きな喪失感とともに、国の成長が失われてしまったのではないかと感じるほどの衝撃でございました。

さて、これからは、安全で安心できる新たなエネルギーをいかに求めていくか、それが、これまでの代替としてどれほどカバーができるかにかかっています。三重県はものづくり産地としてこれまで発展をし、過去の四日市公害を乗り越えた経験を踏まえ、さらに挑戦しなければなりませんけれども、そのための計画をこのたび、新エネルギービジョンにおまとめいただきました。

今回の計画には、エネルギーは大規模集中型から自立分散型への転換を図る必要があることから、今後、私たちは、三重県の特性を生かして、太陽光発電や風力、木質バイオマス利用、小水力発電等のニュークリーンエネルギーの導入を促進する取組を進めていくことで、地域のエネルギー確保に向かって努力をするという認識を表明されております。

全体として、国の平成23年度第3次補正に組み込まれている新エネルギーへの各省庁のメニューに沿って、これから施策に落とし込んでいくことであろうと存じます。しかしながら、既に平成24年1月早々に農水商工部は、今回提案の新エネルギービジョンの裏づけになるような小水力発電の導入に向けたモデル選定に着手をされております。その候補地としては、東員町内神田土地改良区内の農業用水で2カ所、隣接の員弁川第2用水で1カ所の3カ所に絞り込むことになっているようです。

昨年9月の本会議では私が名張市における小水力発電による地域活性化について発言をしておきましたが、早速実現可能性について検討していただけるのはありがたいのですが、これまでの三重県、特に政策部の考え方からはあり得ないような対応かと感じますし、この発注の予算費目は今年度予算中でどのような捻出なのか、また、計画自体が提案されたばかりだと思います

けれども、議論の前に具体的に動いていくことの是非はいかがか、当局の説明を求めておきたいと存じます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 農業用水を利用した水力発電の導入についてお問い合わせがございましたので、お答えいたしたいと思います。

農業用水を利用した小水力発電は、地域の農業用施設への電力供給による維持管理費の軽減や、売電収入による地域活性化活動など、地域資源として有効なことから、県では平成22年度から、単独事業により、モデル地区として多気町を選定し、その電力量や規模、適地等の基本的な条件について調査を開始しました。平成23年度には、農林水産省の小水力等農業水利施設活用促進事業を活用し、水利権の課題の少ない東員町で平成22年度と同趣旨の調査をしているところですが、本格的な実施に向けては、今後進められる再生可能エネルギーの買い取り制度に基づく採算性や、水路管理者等との調整などの課題を解決する必要があります。

そのような中、本議会に提案中の三重県新エネルギービジョンにおいては、国の動向等も踏まえ、農業用水路だけでなく上下水道施設を含めた中小規模水力発電を新たにエネルギーとして位置づけ、その活用を図ろうとしているところです。

平成24年度からは、これまでの目的に加え、新エネルギーとしての導入促進を図るため、これまでの調査結果をもとに、県内市町や土地改良区へ、実施に向けた普及啓発を行うとともに、事業者と水路管理者等との調整が円滑に図れるような取組の検討も進めてまいります。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） 今、御答弁をいただきまして、御説明をいただいたと思います。私の勘違いなのかもわかりませんね。政策部にはそういう情報はない。農水商工部はやっている。結局、知事、これ、何かといいますと、随分昔に我々が聞かされていたのは、三重県は、平成7年の北川黒船が来て、縦割り行政だったのを、横ぐしを刺して、マトリックス予算をして、オール三

三重県でやっていこうというので文化を変えたはずなんです。その後、いろんなことがあって、野呂県政から、今、鈴木知事の県政になって、そのいいことをずっと残しておけば、私が去年、政策部の担当者に伺ったとき、そんなものは、国の規制で河川法があったり、内水面漁業の皆さんとの関係があったり、あるいは、電力になるかどうかわからないから、そんなとんでもない話だみたいな説明があったことと比べたら、今、平成22年からやっておると言うんですよ。やっぱりそういうふうに、少ない予算でありながら、しっかり生かしていくと、それが県民の方向に向かっていくんだというような方向性というのを、ここで思いっきり変えていただかないと、木質バイオマスの話もそうですし、やはりこれからの新エネルギービジョン策定で三重県が本当に変わるんだというところが見えていかなければいけないと思いますので、そこをどういうふうにしのいでいくのか、大変、これ、予定をしていないので申しわけないですが、知事、御所見があれば。

○知事（鈴木英敬） 特に平成24年度のやつは、予定しているのは国費が300万円で県費が50万円という中で事業を展開していこうとしているもので、まさに、今、議員の御指摘があったように、小さなものを大きく育てるということで、この平成24年度からはエネルギー政策課というものを設けてしっかりと、縦割りがないように、各部局にあるエネルギーの関係のものをしっかり集約して前に進めていけるようにしっかりやっていきたいと思います。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） ぜひ、今、枯渇をしていくかもしれないエネルギーだけに、大切に、知事の奥さんのおなかの中の赤ちゃんのように、ちっちゃく産んで大きく育ててもいいですから、そこら辺、温かく、しっかり指摘をしながらやってください。

次に、みえ障がい者共生社会づくりプラン策定についてという題でお伺いさせていただきます。

知事は、今年3月には、みえ障がい者共生社会づくりプランを策定して、みえ県民力ビジョンの理念を生かした福祉、医療、労働、教育、住宅などの

分野が連携して施策を着実に推進することにより、障がいのある人が真に安心して、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指していくと言われております。

さて、そのような意気込みやよしでありますし、また、山口健康福祉部長も今年の年頭あいさつでは、1番に、命と健康を守る医療体制の確保、2番に、家族のきずな再生と子育てのための安心、3番に、共に生きる社会をつくる障がい者自立支援の三つのプロジェクトに集中して取り組むと表明をされております。

これら、きちっとした意識を確認させていただいた上で、次の点について伺いたいと存じます。

障がい者福祉サービスにおける短期入所支援、いわゆるショートステイについては、これはよく御理解いただいていますように、障がい者が家庭において介護を行う家族の疾病などの理由によって、障がい者支援施設等に短期間入所させて、入浴、排せつ及び食事、その他必要な保護を提供することとされていますが、この短期入所支援が、三重県はその利用状況が低いと聞いております。

現状、この利用状況はどれぐらいか、また、なぜ利用率が上がらないのか、どのようにこの点をとらえられておるかをお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（山口和夫） 障がい者の短期入所支援に関しまして御答弁申し上げます。

短期入所は障がい者の地域生活において重要なサービスであり、介護者の事情がある場合だけでなく、介護者の休息のための利用も含め、幅広く利用することができます。

平成24年2月1日現在では、三重県内では、50の事業所で230人分の専用ベッド、13の事業所で入所施設の空きベッドを利用した短期入所事業を実施しております。

県内におけます短期入所の利用状況でございますが、平成23年3月の国の調査では、人口10万人当たりの短期入所利用者数、全国平均では21.77人に対しまして、三重県では29.71人となっておりますが、地域による事業所の偏在、重度障がいに対応可能な事業者の育成、夏休みなどの時期における利用希望の集中などの課題があると認識しております。

一方、短期入所の拡充につきましては、事業者にとって、年間を通じての利用者が見込めないこと、入所施設に比べ報酬単価が低いことなどによりまして、必ずしも積極的に取り組む状況にはございません。

このような状況を踏まえまして、県といたしましては、障がい者の在宅生活を支える重要なサービスとして、引き続き市町と連携し、事業者に対して事業実施を働きかけるなど、短期入所のより一層の確保に努めていきたいと考えております。

また、平成24年4月からは、障害者自立支援法の改正に伴いまして、グループホームやケアホームにおいて、空きベッドを利用しての短期入所が可能になることから、事業者の参入機会が増えることが見込まれます。こうした制度改正も最大限活用しながら、平成24年度からスタートいたしますみえ障がい者共生社会づくりプランに基づきまして、短期入所支援をはじめとする障がい者施策全体の充実に向けて、取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） 御答弁をちょうだいしました。

最近、津市におきまして、これは、大地震等の、地震災害等の災害時の福祉避難所を指定して、各施設と津市と協定を結びましたけれども、これは万々が一の場合の緊急避難でありまして、施設の充実ができたということではありません。各施設とも、もう現状、いっぱいいっぱいのところで運営されながらの御協力をいただいたということですから、手放しでよかったよかったとは言えない部分もございます。

また、今、部長からも御説明をいただきましたように、短期入所というの

は、以前は緊急一時保護制度として入所、施設の機能開放という意味合いから利用がなされて、利用者からは安心が提供されると非常に歓迎をされているところでもあったと伺っていますが、しかし、現状は、利用契約制度の施行に伴って、短期入所、一時預かり制度になってしまいましたので、報酬単価の先ほど御指摘をいただいた問題、あるいは、ベッド、スタッフの確保の問題、それぞれの施設や事業者の努力だけの問題ではなくて、経営面で非常に厳しいというところがあって、利用者のニーズは少しずつ上がるんですが受け入れる事業所が少なくなってしまうということで、利用率が、やはり伸びない、伸びがよくないということにつながるんだろうと思います。

さて、先ほど部長からもお話がございましたように、先ほど開催されました、2月20日だと思いますが、厚生労働省の障害保健福祉関係主管課長会議においては、短期入所を行う場合の要件の緩和を現行基準の見直しでカバーしていこうという説明をされているようでありますし、部長のほうも御確認をいただいているようであります。こうしたことから、三重県当局におかれては、短期入所の報酬の充実等をさらに国にもまた御要望していただくとともに、三重県独自の事業所支援策を講じていただきながら、この受け入れ事業所のさらなる確保を図っていただいて、障がいがある人が本当に安心して、地域で自立して生活を送ることができる社会の実現を目指していただきたいと思います。ぜひこの点はよろしくお願いをしたいと思います。

次に、平成33年国体に向けてお伺いをさせていただきます。

今年のお正月早々、待望の三重国体の誘致に向けて、大変すばらしい内々定通知が我が三重県にもたらされました。平成33年に三重県において国体が開催されるであろうことが、このことを励みに、目標として、これから選手としてチャレンジしていただく人や団体、または応援をしていただける多くの県民の皆さん等、夢を追いながら、現実のものとして体感することができる、すぐそこにあるわけですが、大きく夢が膨らんできた今から私たちは、特に準備のための構えを考えていかなければいけないと思います。

さて、現状、様々な種目があった中で、三重国体が実施される段階で真新

しい種目は何が期待できるんだろう。せっかくの国体ですから、開催県として、今回、つい先ほど御答弁にもございましたスポーツコミッションの中でも、例えば、鳥羽のパールロード、桑名周辺の河川を利用して、その開催地域としてのトライアスロンを誘致して、観光振興策として生かしていくとか、現在、津市において三重県とともに計画を進めておりますが、屋内の総合体育館の活用も当然視野に入れていただくことになると思います。

現状、三重県における検討はどうかについてはお伺いをしようと思ったのですが、我が会派の貝増議員がお触れになっておりますので、割愛させていただきます。

さて、今後の検討では当然、施設整備について財政が逼迫している中ではあっても、三重県として何か考えていかなければなりません。先日の知事と四日市市長との対談でも四日市の体育館の建てかえについての話題もあったように伺っておりますけれども、そう簡単なことではないと承知いたしております。

三重県が丸抱えで施設を更新あるいは新設ができるわけでもなく、やはり、ここは知恵の出どころかと存じます。具体的に申し上げますと、（パネルを示す）県内の市町で合併特例債という非常に有利な武器を持っておりまして、体力面もまあ大丈夫と考えられる自治体があれば、県と当該市町とが協定をして、その合併特例債を市町が活用する場合に県が応分の支援をして施設を建設あるいは更新し、運用は共同で行うというような方法がとれないんだろうか。

これ、合併特例債の説明、制度設計ですが、非常に有利なところで、合併特例債は合併市町村の規模や人口によって規定をされて、合併地域への有利な起債でございます。事業規模の5%のみの自己負担で事業を行って、事業の70%が地方交付税の措置になる。また、東日本大震災以降、この合併特例債については期間の延長が国において決定されております。三重県と該当する自治体の中で特にこの特例債の活用についての協議を行って、最終的に自治体負担分の比率を三重県と分担して、運用を含めて協力し合うと。そんな

ふうな約束はした覚えがないなんていうことが将来的に起こらないようにしながら、施設改善や必要な施設新設についての協議を行う。

現状どこも、財政に余裕のあるところはそうはありません。本県は特に今後の財政は厳しいものがありますので、このような新たな三重県方式、いわば三重県の行政間のPFIになろうかと考えますが、新たな財政面の挑戦について、当局のお考えをお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 国体を控えての施設整備で、合併特例債などを活用して、そういうのをどう考えるのかということでもありますけれども、本県のスポーツ施設は、人口が同規模の他県と比較しても、数、規模とも十分とは言えない状況であります。今後、国体等の大規模大会の開催を控え、市町においても、大規模大会が開催でき、また、地域の核となるスポーツ施設が整備されることは、スポーツによる地域の活性化につながるものと考えます。

スポーツ推進審議会においても、スポーツ施設の整備に当たっては、県と市町の連携を図ることなどの意見が出されています。

このため、市町が、合併特例債など、国の諸制度を活用して施設整備されることは大変有効な手法であると思っておりますので、今後、県としての支援のあり方について、市町とも十分意見交換を行いながら、議員の御提案も含めて検討してまいりたいと考えております。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） これは、今、知事から御答弁をちょうだいしましたが、これから先の御検討の中で十分していただけるものと思っておりますが、時間があまるようでないのがこの種の計画だろうと思っておりますので、できるだけ早期に、当該の市町とも連携をよくしてお話し合いをしていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

それでは、次に、生きる漁業についてお伺いをします。

平成24年度三重県一般会計予算中、農水商工部予算の中で、今回の組織変更に伴う農業・林業・水産業の振興施策の一体的、効果的な実施のために、

農水商工部の農業、水産部門と環境森林部の森林部門を合わせて農林水産部を設置して、農水商工部を廃止するとあります。三重県としては、水産業、漁村を総合的にコーディネートできる組織として、県1漁協の実現を促進するというふうに表現もあります。

私は先日、鳥羽市答志島の3漁協を視察し、同時に、藻場を守り、今の水産資源をさらに発展させて次世代にも伝えようと行動しているワカイシ代表、(パネルを示す)これ、答志支部なんですけど、代表と懇談する機会を得て、今、漁場が抱える課題等についてお話を伺いました。

「ワカイシ」という言葉は若者を総称する言葉なんですけれども、若者、若い衆がワカイシになった、そういう非常に地域色の強い、温かい言葉だと思いますけれども、そのワカイシたち50名ほどが中心になられて、磯焼けの被害拡大を防いで、藻場の育成に立ち上がったのを鳥羽磯部漁協の皆さんも認めるようになりまして、継続して活動を行うようになって、それが、平成21年、農林水産祭天皇杯を受賞するということにつながったということです。

しかし、彼らの活動は、受賞したことで終わるのではなくて、鳥羽市の水産試験場の廃止の危機があったり、水産庁からの補助金が来年度で切れたり、今後の活動にも不安がつきまわっている中で、生活に密着した活動をしています。

昨年、渡邊農水商工部長が現地を訪問されたと、大変喜んでいらっしゃいました。会議よりは夜の一杯会がよかったというお話もございました。彼らが危惧をするのは、県の目指す県1漁協になったときに、その規定では現在の地域漁協からの補助金がなくなってしまう。あるいは、三重県内全体の漁協では、地域ごとのそれぞれに違った課題に対処できなくなるのではないかと、非常に切実な問題でございます。

三重県においては今回の組織変更によって違う組織ができるということですが、当局は、漁村の生活に直結した雇用はまさに漁業者自らが守ろうとしている点も理解をした上で、彼らの切実な要望、つまり、使い勝手のいい補助金メニューの見直し、あるいは県1漁協になることへの不安解消策、しっか

りお示しをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 県1漁協への不安でありますとか補助メニューの見直しの御質問にお答えいたしたいと思います。

魚価の低迷や漁業者の減少だけではなく、漁業や漁村の生活を支える漁協の経営悪化などの課題を解決するためには、合併により漁協の経営状況の改善を図るとともに、新たな商品づくりや直売事業などの新規事業の展開できる漁協の経営力向上を図っていくことが重要です。

しかしながら、既に広域合併した漁協では従来の漁協にかわって支所で業務が行われていますが、地域において必要とされるサービスを維持していくことが重要となっております。

そのため、県では県1漁協に向けて、地域が必要とする支援にも対応できる漁協の指導力、経営力の強化を図るとともに、地域における水産業のあり方、漁村の活性化などについて、地域自らがその方針を定める地域水産業・漁村振興計画の策定、実行を本格的に支援することとしております。

今後、これらの地域の取組を国や県の各種補助金等を活用し、支援していくことで、地域の現状を踏まえた水産業、漁村の活性化に向けてしっかり対応してまいります。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） ありがとうございます。

残すところあと7分になりまして、あと大事な質問が2本ありますので、漁協の、さらに突っ込んで御質問させていただこうと思っておりましたが、これはまた後の機会に回させていただきますけれども、今、部長、お答えをいただいたように、やはり、本当に切実な課題を抱えて、皆さん、苦悩していらっしゃる。水産普及員も含めて、もう少しいけるところがあると思いますので、ぜひその対応もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大変先を急ぐようで申しわけありませんが、瓦れき処理についてお伺いをします。

(パネルを示す) 東日本大震災から、もう間もなく1年を迎えようとしています。先月、被災地へ行ってまいりました。ところどころで雪が舞っておりますし、ひなたでも白く雪に覆われている地域もあります。今、ここに示しました表、非常に細かいですが、これ、全体として2月20日現在の瓦れき処理状況なんです。岩手、宮城、福島、3県合計で、瓦れき推定量が2252万8000トン。うち、仮置き場への搬入済み量が72%。既に処理、処分された割合は117万6000トンで、全体のわずか5%。政府は8月18日、あるいは8月29日というふうに各都道府県に通知をして、とにかく広域処理で協力してほしいというふうに呼びかけをしていますし、各セクションでの研究者や関係者が地域の巡回訪問もしながらかなり調整を図って被災地域への支援というのをされているようでありますが、このことはもう、当然本県にも届いておることだと思います。

また、本議会の山本議長には、全国都道府県議会議長会の会長として、この問題に精力的に対応されていることもございます。また、我々も昨年7月から、報酬の中から10万円、特別徴収ということでさせていただいて、1年間で5100万ですか、宮城県にお届けをする、協力をさせていただいて、県の職員の皆さん方も管理職については特別に御協力をいただいていることは御存じのとおりであります。しかし、この大変な災害の中で、また混乱もありましたから、政府のほうの対応も非常に、今、国民にとっては不信感がいっぱい、一体何を信じたらいいのかというようなこともあろうかと思いませんけれども、やはり、この復旧、復興のためには瓦れきの処理と日本全体で考えていかなければ、まずこれを除去しながら、さらに復興へと進んでいかなければならないという、まさにこの時点だろうと思いますが、ここへ来て、秋田県、山形県、あるいは、昨日なんかは沖縄県も、沖縄だけ無視するなということで、協力するよと。ただし、各市町と十分に協議をして、御協力できる部分をしていきたいと思います。

さて、先日の知事の答弁では、現状は中立の方向であると。ただ、中立の方向ではあるとはいいいながら、今、県民の中には、我々もよく聞かせていた

だきますが、なぜやらないんですか、協力すればいいじゃないですか、放射線が、セシウムが、きっちり測定をしてやっていけばいいじゃないですかというようなお声もたくさんちょうだいします。あるいは、昨年11月開催の、みえ現場de県議会「女性の声を県政に」の場でも、やはりかなり厳しいお声も、我々もちょうだいしております。

そんなふうにいるんなお声をちょうだいしますけれども、三重県としては、知事が訪問された釜石の瓦れき76万2000トン、あるいは宮城県の分、そういう調整を図りながら、関係する県内の自治体の首長さんと知事が一度しっかり話をして、どこまでできるのだ、どこまで協力ができるのか、あるいは、国の対応は何が足りないのか、そこら辺をしっかりと聞きながらリーダーシップを発揮して、この問題、やはり前に進めるべきだと私は考えておりますが、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 東日本大震災の災害廃棄物の受け入れについてであります。被災地の復旧、復興を迅速かつ円滑に進めるためには、国を挙げての取組のもとで災害廃棄物を早急に処理することは不可欠であり、また、東海・東南海・南海地震等の大規模災害の発生が懸念される当地域においても、先ほど議員からも御指摘がありましたように、多くの方が他人事と思えず、何とかしたい、そういう思いを抱いておられるのではないかと考えております。

これら災害廃棄物につきましては、福島第一原発に起因する放射能汚染の不安から、その受け入れについて反対する意見も多く、全国的に受け入れが進んでいない実情があります。本県においても、県民の方から受け入れるべきではないかという御意見をいただく一方、お子さんを持つ親御さんなどからは絶対受け入れないでくれという反対の御意見も多くあり、この問題については慎重に判断すべきであると考えております。

このような不安の解消に向けて、国に対して、県民の皆さんが納得できる放射能の安全性に関する基準を明らかにするようなど、4項目を中心として

国に要望を行いました、いまだ十分な回答は得られていない状態です。

また、一般廃棄物である災害廃棄物の処理は市町等の施設で行われることから、まずは市町の意向をしっかりと尊重する必要があります。

そこで、国に対して再度要望を行うとともに、災害廃棄物の受け入れ処理に関する諸課題について、一般廃棄物の処理を行う基礎自治体の集まりである市長会、町村会と連携しながら、中立の立場で勉強と意見交換を行ってまいります。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） しっかりその点、国にも指摘をし、やはり知事会等の席上で十分に意を尽くして三重県から発信をしていただいて、地域全体で日本の進路を決めるためにも御努力をいただきたいと思います。

時間が参りましたので、観光局長にせっかく質問させていただく機会を得ながら大事な質問ができませんでした。申しわけございませんが、ぜひ意のあるところをお酌み取りいただいて、これからの三重の観光の振興に御尽力をいただきますことをお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 1番 下野幸助議員。

〔1番 下野幸助議員登壇・拍手〕

○1番（下野幸助） 鈴鹿市選出、新政みえ所属の下野です。

ここに立たせていただくのは、昨年9月27日に続きまして、本日、2回目ということをお願いいたします。4人目でお疲れとは思いますが、86歳の私の祖母も今日、電車で1人で乗って傍聴に来ていますので、頑張つてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議長のお許しを得ましたので、発言通告書に従いまして5点、お話をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目に、三重県の経営ということで、基本的に経営というのは人、物、金という話になるかと思うんですけれども、今回は人と金という2点に着目して質問をさせていただきたいと思います。

先日、鈴木知事が主催の第4回三重県経営戦略会議を傍聴させていただきました。そのときの話題と重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、(1)に、人口構造の変容に対応した政策立案の強化ということで、まずは三重県の人口についてお話をしたいと思います。

(パネルを示す) こちらのフリップ、最初の1枚目なんですけれども、ごらんいただきたいと思うんですが、こちらは、鈴木知事や私が生まれたころの1975年から2030年までの三重県の人口を地域別に示したものです。2010年までは総務省の国勢調査の結果、それ以降はその結果から推計したものとなりますけれども、このフリップからお知らせしたいポイントは3点ございます。

1点目に、2005年の調査結果を頂点に減少傾向が始まっていると。ここからもう右に下がるということになっております。

それから、2点目に、ここに大きく赤で、枠組みで囲ってありますけれども、2010年実績で185万人から、18年後の2030年には170万人を切ってくるということで、16万人が減少、率にして9%減少になるという見込みであります。あくまでも推計ではございますけれども、多数の参考書、資料を見る限り、2030年は大体この170万人前後という形になってくるというふうに言われております。

それから、最後の3点目のポイントといたしましては、2点目の減少の視点とはちょっと異なるんですけれども、三重県全体ではこの減少傾向ということなんですけれども、この青色部分、これ、北勢地域なんですけれども、北勢地域につきましては比較的減少は見られずに、ほぼ横ばいということが見込まれているということになります。

もう少し地域別に詳しく見てみますと、次のフリップなんですけれども、(パネルを示す) こちらは三重県全域29市町別の総人口の変容を示したものです。

先ほど、北勢地区の人口減少がほぼ横ばいと言いましたけれども、2010年

から30年までに人口が逆に増加するというのはこの5市町でありまして、そのうち4市町が北勢地区の川越町、朝日町、亀山市、鈴鹿市ということになっております。

また、逆に南部の人口減少は知事も御存じのとおり著しい状況となっております。このような状況を踏まえ知事は、4月から早速新たに南部地域活性化局というのを設置していただきまして、南部地域を重点的に活性化させようという前向きな政策を打ち出しているというのが現状だと思えます。

実は先週末、私も熊野古道へ行ってきまして、5キロほど歩いてきました。幸運にも、週末、天気がよくて、暑いぐらいで、とても気持ちよかったです。それぐらい、熊野古道、すばらしいところだなということで、南部の活性化、これからも頑張っていたきたいというふうに思っております。

そこで、こういう人口減少が地域別で出てくるということで、知事に御提案したいのは、南部に限らず、今後も政策については人口変容を基軸に考慮していただきたいということです。今後は人口減少傾向ですので、県職員の一人ひとりのマンパワーに着目することが極めて重要でもありますので、このお考えについて、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

さて、人口の話が続きまして、視点を変えて、(パネルを示す) 今度は年齢別の話題に変えさせていただきたいと思えます。

一般的に年齢別の人口という場合は、このゼロ歳から14歳という区切りと、②の15歳から64歳、それから③の65歳以上という形で、①を年少人口、②を生産人口、③を高齢者人口ということになっておりますけれども、先ほど言いましたように、2010年の人口というのは合計で185万人なんですけれども、その内訳がこういうふうな形になっておるということです。

それから、2030年は170万人の内訳がこういう形になっているということなんですけれども、ここでのポイントといたしまして、このアンダーラインが引いてあるところなんですけれども、例えば②の生産人口は62.2%から約6%ぐらい減少して55.9%になると。逆に、3番の高齢化率というのは

24.3%から32.3%ということで、約8%増加するということになっております。ですので、こういう下の図になるんですけれども、24%というのは大体約4分の1で、4人に1人が高齢者で、残り3人で支えますよと。こちらは、約32.3%、3分の1だから、3人に1人は高齢者で2人で支えますよということになっております。

ちょっとそういった話でまとめましたのが次のフリップになるんですけれども、（パネルを示す）1990年から見ますと5人で支えていて、先ほど2010年は3人で支えていて、2030年になると2人で支えていて、最後、これ、今よく野田総理も言われていますけど、肩車世代と言われていますけれども、2055年になったら恐らく三重県もこういう形になるという状況で、肩車型というので、今、言われていますけど、こういう形になるというふうに言われております。

このような人口が変容していくという状況をかんがみまして、これからの行政サービスのあり方についてお話をさせていただきたいと思っております。

いろんな、私も公共経営の勉強会とか、書物とか、大学の先生方にお話を聞くと、こういったような視点が一つ考えられるということで、大まかに言いますと、行政サービスというのは、税金の率と納税額に比例といいますか、関係がありますよという話がございまして、下に、簡単にいうと、民間でいうところの売り上げというのは単価掛ける個数ということで、例えば売り上げを上げるのであれば、単価、売価といいますか、売り値といいますか、値段を上げるか、個数をたくさん頑張って売るかという形になるかと思うんですけれども、今、人口が減少しているということは、この納税者のこちらが減ってくるということですので、この行政サービスを維持するためには行政改革を推進していくということもあるかと思うんですけれども、この納税額というのを上げざるを得ない状況になってくる場合もあるというふうになってくると思っております。

ちょっと関連してお話しさせていただきますと、例えば、今、社会保障と税の一体改革というのは国でもやっておりますけれども、先ほどの一つ前の

フリップに戻っていただきますと、（パネルを示す）大体納税者というのがこの生産人口に当たるわけですけれども、ここが先ほどは約5%、6%減少しているというふうな格好になるかと思うんですけれども、それをこちらで考えますと、（パネルを示す）こっちが5%、6%落ちるもので、今、消費税の増税が5%という話にもなるのかなという、ざっくりしたお話であれなんですけれども、細かい分析とかのお話をするのは時間の関係上割愛させていただきますけれども、こういった観点から、知事に二つ目、お伺いしたいのは、行政サービスの品質維持、こういうのはどういう評価軸をもって判断するかというのを御答弁、お願いしたいと思います。

お願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点、御質問をいただきました。

1点目は、人口、地域別の政策を取り入れたらどうかということ、それから、2点目は人口減少社会における行政のあり方ということでありますが、1点目でございます。

今回のみえ県民力ビジョン、これは、まさに人口減少社会の到来というのをパラダイム転換の一つとしてとらえて策定をさせていただいております。その行動計画においては、御提案いただいた地域別の政策というよりは、56の施策、あるいはその下の基本事業とかにおいて、市町と連携して現場の状況をよく把握して、紋切り型で、人口が増えるところも人口が減るところもやるというのではなくて、それぞれの事業において地域の実情に応じた取組をきめ細く行っていくと、そういう考え方で進めようと思っております。

一方で、先ほど議員から御指摘があったように、特に過疎化や高齢化が著しい南部地域については南部地域活性化プログラムというのをつくって、若者を中心とした働く場の確保や定住促進を取り組んでいきたいと、そのように考えております。

続きまして、行政のあり方というところでありますけれども、まず、こういう状況であればこそ、県民の皆さんお一人お一人に社会の担い手として、

積極的、主体的に参画していただき、成果を生み出す協創の取組が必要であると考えております。

県としては、県民の皆さんが自立し行動するアクティブ・シチズンとして力を発揮していただくことができるよう、社会への参画をサポートするとともに、様々なつながり、きずなのもとに社会で活動することができ、また、活躍いただける場が広がるよう、県の事業のあり方を見直していきたいと考えております。

あと、行政サービスということで、行政から見れば県民の皆さんはサービスの主体であり、いわば顧客であるということには変わりはないんですけども、こういう厳しい状況になってきている中で、余りに顧客、顧客、顧客、顧客というのを言い過ぎて、何でもやってもらえるんだと、お客だから何でもサービスをやってもらうんだと、お客に対して、顧客に対して何でもサービスしなければならないんだということではなくて、先ほどアクティブ・シチズンというふうに申し上げたように、いわば顧客から主体へ、自分自身も、県民の皆さん御自身も、顧客ということだけではなくて、その地域をつくっていく主体なんだと、そういうような考え方、意識の変革、行動の変革というものもお願いしていくように、しっかり働きかけていかないといけないなと思っております。

このような取組をしながら県民力による協創の三重づくりというものを進めて、人口減少社会にあっても日本一幸福が実感できると胸を張ることができる新しい三重をつくっていききたいと考えております。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

知事も我々も、県議会議員も、そして県職の方々も、県民一人ひとりの納税によって支えられているという原点に戻って、県の経営、政策立案を行うときには人口のことも考えながら政策を打っていただきたいと思っております。

また、人口が減少していくということで、先般、経営者会議の場で奥田ト

ヨタ自動車相談役もおっしゃられていましたけれども、今後は移民の受け入れも考えなくちゃいけないのかなというお話もあったと思うんですけども、限られた予算で県政を運営していくというのは、今後ますます選択と集中というのが強いられるということで、知事の手腕が問われると思いますので、県民の皆様のために頑張っていたきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、（２）の予算編成プロセスの改善対応についてお話ししたいと思います。

先般、21日の代表質問において、同じ会派である新政みえの前田議員から行政改革の話がありましたので、私のほうからは予算編成プロセスについて2点、簡潔に質問させていただきたいと思います。

1点目は、平成24年度予算編成に当たり、知事が大変苦労された点を早く解決しなければならないという趣旨のもとで御回答いただければと思います。

それから、平成25年に向けて、埼玉県、大阪府等、他府県のみならず海外の予算編成プロセスを調査して平成25年度に生かしたいという御回答もされていたと思うんですけども、予算編成、お盆明けぐらいから始まるかと思うんですけども、逆算すると、4月からカウントすると4カ月余りということで短期間になるかと思うんですけども、2点目の質問といたしましては、この4月からの短期間においてどのような改善対策を検討されているのかという方針みたいなものを御回答いただければと思います。

続きまして、（３）の財政状況のお話をさせていただきたいと思います。

まずは、県の借金であります県債残高についてお話しさせていただきたいと思います。

こちらのフリップなんですけれども、（パネルを示す）数字がたくさん出ておりまして、大変見にくくて恐縮なんですけれども、下のほうが、黄色の部分、建設地方債、上が臨時財政対策債、臨財債とよく言われていますけれども、表になります。

2001年ごろからピンクの臨財債が増えているかと思うんですけども、こ

これは、恐らくと言ってもあれなんですけれども、2001年4月に小泉政権が誕生してから、その政権のもとで財務省が地方交付税を1兆円に削減するというような発令を出しまして、それから、地方においては地方交付税を補てんする形で臨財債に変わっていったという流れになるかと思うんですけれども、2000年には21兆円の地方交付税が予算化されていたんですけれども、直近の2012年は17.5兆円にとどまっているということもあります。

小泉改革で地方交付税から臨財債へ切りかえをせざるを得ない状況になったことはいたし方ないとおるんですけれども、いずれにしても、このピンクが、この借金の臨財債が急激に増えているということに関しまして大変懸念をしております。

臨財債は国が発行可能額まで貸してくれるというふうになっておるんですが、可能額いっぱいまで借り続けることでこれが伸びていったのかということに問題を感じているところであります。臨財債は地方交付税と違いまして、個人的には、私、長期的な財源保障にはならないというふうな認識をしております。

といいますのは、地方交付税は地方交付税法第1条におきまして、「地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。」というふうに定められておりますので、つまり、地方行政の計画的な運営を保障するという表現をもって財源保障機能をうたっているというふうには私も理解しております。

ですので、また、地方交付税の財源保障はもう御存じのとおり、国税五税、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定の割合をもって交付されているということになります。したがって、地方交付税から臨財債への振替は、特例による赤字地方債の発行に依存している点で、長期的な財源保障になるものではないと考えております。

平成24年、先ほどちょっと言いましたけど、総務省が発表した地方財政計画では、臨財債は全国的に、6.2兆円から6.1兆円、減っているんですね、全体的には。ただ、三重県は10%ぐらい、これ、上がって、ピンクの部分が4290億から4738億円ということで、10%以上増加しているというのが現状でございます。

また、三重県の普通会計決算資料にも記載されておると思うんですが、一般財源に占める県債残高の比率、これが2003年度のときは32公募団体中1位ということで財政的によかったんですけども、年々順位を落としまして、2010年度では7位となっているということになります。

以上、まとめて言いますと、厳しい財政状況なんですけれども、国も他の都道府県においても臨財債の発行を抑制して、筋肉質な財政基盤を確立しようというふうに頑張っているということなんですけれども、一方で、三重県はさらなる硬直化へ向かっているのではないかというふうに思っています。

このような状況から、知事は年々膨らむ臨財債の発行について、どのようにお考えでしょうか。限度額目いっぱいまで借りれるところは借りていいのかという点も御答弁いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、もう一つ、駆け足で済みませんが、財政調整基金のお話なんですけれども、（パネルを示す）こちらのフリップをごらんいただきたいと思えます。県の貯金とも言っていると思うんですけども、調整基金も年々、一時期、これ、900億円ぐらいあったお金が、昨日、全員協議会でお話がありましたけれども、39億円ということになっております。これは、逆を返せば、もっと行財政改革を進めなければいけない、とりわけ、さらなる義務的経費を、厳しいのですが、精査が要求されているものだという裏返しだと理解しておりますけれども、この財政調整基金の今後のあり方についても御答弁をお願いいたします。

以上、お願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、予算編成プロセスの見直しの進め方について答弁させていただきたいと思います。

進め方ですけれども、まずは、これまでの予算編成プロセスの検証、評価、これは、どうだったんだ、どういうところに課題があるんだということ、それから、国や他府県、海外での事例の調査、さらには、三重県行財政改革専門委員会委員など、有識者の皆さんの御意見も参考にしながら、新しい予算編成プロセスのあり方について検討し、平成25年度当初予算編成から活用していきたいと考えております。

なお、具体的な検討に当たっては、今の評価とか調査とか、そういう担当課でやる検討に加えて、庁内から公募した若手職員等から成るワーキンググループなどを立ち上げまして、日ごろ業務を遂行する中で感じた課題を抽出したり、見直しの検討の中で反映させていきたいと考えております。

議員御指摘のとおり、スピード感を持ってやらなければいけないものであるというふうに認識もしておりますが、重要な課題でもありますので、精緻に、慎重に吟味しながらも、集中的に、大胆に、いくべきところはしっかり、従来の発想にとらわれず進めていきたいと考えております。

〔植田 隆総務部長登壇〕

○総務部長（植田 隆） 私からは、臨財債と基金の点について御答弁させていただきます。

財政状況が一段と厳しくなる中、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営が求められております。県債残高の増加は、将来の元利償還金の増大をもたらしまして、県財政の硬直化を招くおそれがあることから、みえ県民力ビジョン・行動計画（案）の中では、臨時財政対策債や災害復旧事業債等を除く県債残高につきまして、平成26年度末残高を平成23年度末よりも減少させることを県民指標として掲げております。

臨時財政対策債は、地方財政の収支不足の補てん措置として、本来、地方交付税として現金で交付されるべきものの一部分につきまして、地方交付税に振りかえて発行される地方債でありまして、その発行額は国の地方財政計

画に基づいて決定をされておりますものでございます。

したがいまして、県の目標といたしましては、災害復旧事業債と同様に、発行について県に裁量の余地がないというところから、県債残高の対象からは除外をしています。

臨時財政対策債につきましては、後年度、将来の元利償還金につきましては、すべて後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入することとされておりまして、各地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないように措置されておるものでございます。

臨時財政対策債をいっぱい発行しておくことについては、地方交付税につきましては、標準的な行政サービスの提供に必要な最低限の財源保障であるというところから、仮に臨時財政対策債を発行しなかった場合には、本来、県民が受けることができる標準的な行政サービスを提供できなくなるおそれがございます。したがいまして、標準的な行政サービスの提供のためには、臨時財政対策債を発行可能額どおり起債せざるを得ないような財政状況であると考えております。

財政調整基金についてでございます。財政調整基金は、地方財政法の規定に基づく積立金として、地方公共団体の年度間の財源調整を行うために設置するものでございます。

本県におきましては、歳出削減の努力を行ってもなお、県税収入や地方交付税等の歳入だけでは必要な財源が不足するため、財政調整のための基金を取り崩して予算編成を行っておるところでございます。

本県の財政状況は、平成24年度の当初予算の編成に当たりまして、一般職員の給料の特例的な減額を行わざるを得ないほどの深刻な状況でございます。そのような状況にあっても、災害の発生等、不測の事態に備えるための一般財源を確保する必要があるというところから、不測の事態に備えた緊急対応分として、当初予算の編成時点においては、財政調整基金に10億円を残すこととしたものでございます。

今後は、基金残高の状況を見ながら、将来に備えまして、できるだけ多く

財政調整基金への積み立てを行えるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、平成24年度の第1号補正後におきましては、財政調整基金は39億円まで積み上がっております。

私からは以上でございます。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

先ほどの植田部長からは、行政サービスを維持するために臨財債をとってお話だったと思うんですけども、先ほど、これもフリップを出ささせていただきましたけれども、（パネルを示す）行政サービス、これを維持するためには、本来であれば、ここを維持するためというお話だったと思うんですけども、であるならば、税率を上げられないから借金になるという形で、これ、子どもたちへの後回しじゃないのかなというふうに言わざるを得ないと思うんです。

それと、このグラフなんですけれども、（パネルを示す）ちょっと時間がないので駆け足でいっちゃいますけれども、10%増えている。総額1兆2929億円、これ、大体県民1人当たり69万円になるんですけども、昨年、私、これを聞いたときは64万円で、大体年間で、直近で県民1人当たり3万から5万円ずつ借金が増えていく形になっているかと思います。物価上昇率が2%、3%ある時代ならいいかと思うんですけども、この前の日銀の発表で1%という話もあった考えからすると、マクロ的に見ても、どう考えてもちょっと先送りなのかなという懸念をしております。

また、このことについてはいろいろお話しさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

二つ目の質問に移らせていただきます。

三重県の環境促進事業についてということで、（1）地球温暖化対策実行計画の実行性ということで、県におきましては今年度中に策定を進めております三重県地球温暖化対策実行計画についてお伺いしたいと思います。

地球温暖化は、もう皆さん御存じのとおり、大変大きな影響を持ち、人類

の生存の基盤にもかかわる最も重要な環境問題というふうになっております。

それで、もう具体的に、県の新たな三重県地球温暖化対策実行計画につきましては、削減目標を2020年度における温室効果ガスの排出量を2005年度比で20%削減するというお約束をしているということで、この20%というお話なんですけれども、（パネルを示す）こちらのフリップをごらんいただくとあれなんですけれども、全体は、要するに3000万トンから2385万トンぐらいに下げると。ここ下のところでは20%という話なんですけれども、よくよく部門別で見ますと、これ、主要な民生家庭部門や運輸部門では、約50%削減しなければクリアできないというふうになっております。県民の皆様にご約半分の削減を求めるということは、これ、大変厳しい目標ではないかと思っておりますし、私ども、県民の一人ひとりが相当の覚悟を持って生活を見直さなければ、削減目標には到達できないのかというふうに危惧をしております。

一方で、この削減量なんですけれども、国分、県分というふうに分かれておりまして、県の削減目標といたしましては166万トンという数字になっております。この目標達成には、エコ住宅、エコカー補助金、再生可能エネルギー導入、それから、地球温暖化対策税など、国の施策による割合が多いのですけれども、県独自の取組による削減も、極めて高い目標設定をされており、達成するには大変厳しいと思っております。

そこで、お伺いしたいのは、地球温暖化、待ったなしの状況なんですけれども、2020年まであと9年という短い期間しかありませんけれども、この実行計画の目標達成に向けた知事の決意と、県独自の政策、削減に向けた具体的な取組について御答弁いただきたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは地球温暖化対策実行計画の達成に向けた決意ということで、具体的な取組については後ほど部長のほうから答弁をさせます。

先ほど御案内いただきましたように、大変厳しい状況であります。三重県

の2008年度における温室効果ガスの排出量は1990年度比で9.7%と大きく増加しており、大幅な削減が今後求められるような状況です。

先ほど議員からも御紹介いただきましたように、国の施策を活用して8割、県独自で2割とはいえ、こういう直近の2008年度であっても、1990年度から9.7%増えているという現状でありますから、そう簡単に実行、実現できるものではないという厳しい認識は持っておりますが、たくさんの方々の御協力が必要になってくると思っております。

その削減に当たっては、大量のエネルギーを消費するライフスタイルや事業活動を見直していく必要があります、意識から行動へ、様々な主体の連携、資源の有効活用、この三つの視点に基づいて、県民、事業者等と将来あるべき低炭素社会の姿を共有しながら、ともに取り組んでいくことが重要であると考えております。

県では、これまでの様々な主体による個々の取組に加えて、例えば、地域におけるまちづくりを通じた取組、あるいは、エネルギー問題等も含めた総合的な観点からの取組、こういうものを進めまして、温室効果ガス排出量の着実な削減を図っていくためにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（辰己清和） 私のほうから具体的な取組についてお答えいたします。

示していただきましたように、20%、2005年比でございますが、1990年、京都議定書のときになっておる分からは10%削減ということを目指しておるわけでございますが、県では、国の施策により削減されるもの、今度出ました固定価格買い取り制度であるとか、今議論されている地球温暖化対策税であるとか、排出権取引等によって、そういうものが、あるいはいろんな施策が講じられてするというのは8割を見込んでおりまして、県の特性、あるいは独自の施策によって、それを部門ごとに展開して目標量を算定しておるということでございます。

その部門ごとの主な具体的な取組を申し上げますと、産業部門、それから、オフィス、店舗などの民生業務部門におきましては、環境マネジメントシステムの普及拡大を図るなどの取組を通じまして、事業所の自主的な削減取組を促進していきたいと考えております。

特に事業活動に伴い大量にエネルギーを消費する事業者につきましては、削減取組を盛り込んだ地球温暖化対策計画書、これを作成いただいておりますところでございますが、この計画書や実績の評価、公表を行うなど、実効性が担保できるような仕組みを構築していきたいと。

それから、家庭部門におきましては、国のほうで住宅エコポイントなどの取組が、今、行われておりますが、県では地球温暖化防止活動推進員などによりまして日常生活における具体的な省エネの手法などの普及啓発を行って、県民一人ひとりの意識を行動につなげていただきたいというふうに思っております。

また、運輸部門でございますが、特に私ども、自動車分担率が、三重県、高いわけでございますが、国のエコカー補助金などのような取組が行われておりますけれども、これまで行ってきましたエコドライブの普及啓発に加えまして、例えば電気自動車等について、充電器の適切な設置など、電気自動車を使いやすいような環境整備を様々な主体とともにまちづくりの中で行うなどの取組を通して、削減を進めていただきたいというふうに考えております。

それから、この計画を実効あるものとするということで、推進委員会を設置いたしまして計画の進捗状況等を評価するとともに、必要に応じて見直しを行い、継続的改善を図ることによりまして目標の達成を図っていきたいと考えております。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございます。

いずれにしても、先ほど知事からもありましたが、2008年度も増えているという状況で、厳しい状況がさらに増している状況ですので、ぜひとも、

これ、クリアしていただきたいことですので、県民一丸となって取り組んでいただきますようによろしく願いいたします。

次に、(2)の森林環境税の必要性という項目に移らせていただきたいと思えます。

森林環境税につきましては平成18年に県議会でも議論されていて結果が出ているということなんですけれども、その後、ちょっと話がストップしているという状況もありまして、ちょっとお話をさせていただきたいと思えますけれども、今年の紀伊半島大水害では、大雨による山崩れですとか、大きな被害があって、森林、大変影響を受けました。県の発表によりますと、山崩れ127カ所、99億円、治山施設59カ所、6億円、林道施設306路線、36億円など、総額140億円から150億円の被害というふう聞いております。

こういった森林の維持管理につきまして、事前に取り組んでいく姿勢が今後求められておると思うんですが、また、私の地元、知事も白子にお住まいでしたので御存じかと思うんですけれども、鈴鹿市の漁業組合とか亀山市にある鈴鹿森林組合と連携して、子どもたちとともに、間伐作業など、森林づくりの活動や、白子海岸の海岸清掃等、やっておる次第なんですけれども、このような取組を通じて、都市部の住民が森林への理解、それから、地域全体で支えるという意識を高めていただいて、山間部の住民にとっても、森林が多く地域に影響をもたらす、健全な森林をつくっていく意識を高めていかなければならないというふう感じております。

知事のほうも昨年12月の議会において森林づくりに関する税検討委員会というのを設置していただいて、いろいろ検討していただいていると思うんですけれども、仮に社会全体で森林づくりを支えるために森林づくりの税を導入するのであれば、さきの鈴鹿市の漁協の取組のように、都市部の人々や、森林に余りかわりがない、少ない人々に森林の大切さを理解していただき、森林づくりに積極的に参画してもらえよう取組を推進していく必要があるかというふうに思えます。ですので、森林づくりに関する税検討委員会での検討もありましたし、知事も今年前半で結論を出したいというお話もされ

ておりましたので、そこで、森林環境税につきまして、今後の検討、それから、これに対する税の創設の思い、知事にお伺いしたいというふうに思っております。

続きまして、(3)の三重県産の木質バイオマス事業についてなんですけれども、本件については昨年9月議会でも一般質問をさせていただきましたけれども、本日から三重県産のチップ50トンを運んで、実証試験、碧南火力発電所で行うということなんですけれども、この三重県産のバイオマス事業について、チップなどの安定供給、カナダ産との折り合いなど、価格になってくるかと思うんですけれども、それに関しまして、今後この事業をどのように取り組んでいくかにつきましてもお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 森林づくりに関する税についての私の思い、考え方ということでもありますけれども、昨年9月の紀伊半島大水害で、山崩れや大量の流木による甚大な被害を、私自身、目の当たりにしまして、災害に強い森林づくりについて、その取組を進める必要性というのを痛感しました。

森林づくりに関する税につきましては、1月31日に第1回目の検討委員会を開催し、委員の皆様からは、災害対策にお金を使うべき、社会全体として、ある程度の認識のもと賛成してもらえるのではないかと、前回の検討委員会報告書を出したときより必要性が増してきた、森林に余りかかわりのない方々に納得をしていただけるような方向性を打ち出せるかどうか重要な課題であるなどの意見をいただきました。

3月12日の第2回検討委員会では、まさにその納得をいただけるような方向性という意味でも、仮に導入された場合にはどういうものに使っていくのかということの議論が行われる予定であり、今年の前半には、導入の是非を含め、提言をいただきたいと考えております。

そういう意味で、森林の重要性を知っていただく、先ほど議員からも御指摘がありましたように、県民の皆さんに関心を高めていただくために、3月

4日には災害に強い森林づくりをテーマに、みんなで考える森林フォーラムを開催するとともに、また、先ほど議員からも御紹介があったような様々な主体による森林づくり活動や森林環境学習などの取組を進めてまいります。

こういう場も含めて、あとは、検討委員会にあわせて開設したフェイスブックなどを通して、税の検討状況について説明や情報提供を行いながら、県民の皆様の意見を把握し、税の検討にフィードバックしていきたいと思えます。議員もたしかフェイスブックをやっておられると思えますので、「いいね!」とか「シェア」とかしていただくと、より議員の支持されている方々にも広がっていいんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ御協力いただきたいと思えます。

税の導入については、検討委員会での議論の結果も踏まえまして、県議会にも御報告させていただいて、御議論いただきたいと考えております。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（辰己清和） それでは、私のほうから、木質バイオマスの事業の推進のことについてお答えしたいと思います。

木質バイオマスの事業化を進めるということでは、これは、需要面と供給面の両面を同時並行的にしなければならないということで、まず、安定的に使われるであろうということで混焼発電にも取り組んできたんですが、中部電力と今まで利用連絡会議を設置してまいりまして、先ほどおっしゃっていただきましたように、本日29日から3月4日にわたって、燃料として利用が可能か、碧南火力発電所において実証試験が行われるということです。

これは、石炭を粉にしてミルという機械の中に入れますので、その木材がうまくいくかどうかということがポイントになるんですが、この試験によりまして適性が実証された後には、価格などの経済的な課題もございますので、それをしっかり協議して、当面1年間、1万トンの供給に向けて頑張ってまいりたいというふうに思っています。

それから、ほかにバイオマスについては、7月からの再生可能エネルギー固定価格買い取り制度がスタートするというので、県内でも自立分散型と

というような観点で新たな木質バイオマスの発電の導入が検討されておるといふふうに聞いてございますので、その事業化に向けても一定の支援をしたいと思っておりますが、次に、供給面ということでございますが、安定的に供給していく体制づくりが重要でございまして、新たに木質チップ原料の供給に取り組む事業体に対しまして、本年度から新たに、収集・運搬機械の整備などを支援することとしてございます。これは、木質バイオマスエネルギー利用促進事業ということで組んでございます。

それから、また、東紀州地域には豊富な森林資源がございまして、木質チップ原料を供給する体制がないということで、地域の市町や関係事業者が連携して取り組まれます新たな木質バイオマス供給拠点づくりに対して支援するということにしております。

このようなことを行いまして、木質バイオマス事業の推進によりまして本県の豊富な森林資源の有効活用を促進するというところで、森林、林業の再生につなげてきたいというふうに考えています。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

森林環境税については中部圏で取り入れていないのは三重県だけというお話もあって、環境の保全について、知事も先ほどお話がありましたように、より一層の県民の御理解をいただけるように、よろしく願いいたします。

続きまして、もう時間がないので駆け足で申しわけございませんが、3番目の海岸堤防についてお話しさせていただきたいと思っております。

これも昨年の9月にさせていただきましたけれども、（パネルを示す）一連のこの堤防の老朽化対策というのは平成21年度から始まりまして、平成27年度で一つの区切りということで、お手元のフリップのとおりなんですけれども、注目していただきたいのは、今年40カ所、空洞化のところをやるということで、予算2億円を使ってやることになっているんですけれども、この40カ所、どのような基準で着手していただけるのかということについてお伺いしたいと思います。

それから、もう1点、この次の再来年度、平成25年度からは、残りの部分についてどのような計画で今後取り組んでいくかもあわせて御答弁いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** 海岸の堤防の老朽化対策でございますが、平成21年度から老朽化調査を実施してきまして、堤防に空洞の確認された箇所及び堤防のコンクリートのひび割れの範囲が大きい箇所等、合わせて200カ所を選定しております。これらについては、命を守る緊急減災プロジェクトとして、平成24年度からの4年間で補強を実施することとしております。

これらのうち、堤防内に空洞がある箇所につきましては、地震や津波に対して弱点となると考えられることから、平成24年度には、対策を予定している40カ所ですが、これの選定に関しては、まずは、空洞の確認された、136カ所でございますが、そのうち、堤防の背後地というか、陸側に人家の多い箇所から優先して40カ所を選定していきたいと思っております。

残る箇所でございますが、平成25年度以降の3年間で、これは海岸事業の中でも最優先で補強対策をやりたいということで、すべて対応したいというふうに思っております。

以上です。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○**1番（下野幸助）** 御答弁ありがとうございました。

空洞化は138カ所見つかったということで、二つは早急にやっていただいて残り136カ所あるということでお伺いしておりますけれども、地域別に見ますと、伊勢建設事務所管轄が56カ所、鈴鹿建設事務所管轄が22カ所というような形で、伊勢と鈴鹿管轄が多いと聞いておりますし、調査していただいた中でのキロ当たりの箇所数は鈴鹿管轄が一番悪かったという数字も出ておりますので、そこら辺のところも御考慮いただいて進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4点目の三重県内企業の海外展開についてお話しさせていた

だきたいと思います。

中小企業の海外展開についてはいろんなところで知事もお話しされているかと思うんですけども、一般の県民の方々から聞くと海外展開は県内雇用を悪化させるのではないかというようなお声も聞いておるんですけども、一つだけちょっとお知らせしておきたいのが、（パネルを示す）こちらのフリップなんですけれども、上に伸びているのは、2000年度に輸出を開始し、2007年度まで継続して輸出をしている企業、下のほうは逆に輸出していない企業ということで、海外に向けて輸出をしている企業のほうが、実は国内の従業員数が増えているということで、海外に向けて積極的に投資や輸出をしている企業は、かえって国内、県内の従業員数が増えているというところで、そういった意味も込めて海外展開は積極的に取り組んでいくべきだというふうに私も思っているところなんですけど、平成24年度に新規事業である緊急課題プロジェクトといたしましてメイド・イン・三重というのを知事も打ち出されて、海外拠点づくりの事業によって三重県の中小企業の海外展開の足がかりとなるべくサポートデスクを設置して、それを機能させていこうという考えなんですけど、ちょっとその、どのような形で知事は海外サポートデスクを機能させていくのかということについて、具体的にお話をお伺いさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） サポートデスクの機能でありますけれども、対象地域とか対象の産業とかの考え方は先ほど中嶋議員の御質問の中で答弁させていただいたものなんですけど、サポートデスクの機能ということでもありますけれども、そういう県内の中小企業の海外展開のチャレンジに対してリスクやハードルを提言していくということが必要だと思っております。例えば個々の企業に対応した現地情報の提供、これは、業種によっては法制度とか、地域の経済動向とか、地域の産業構造とか、あるいは、企業が行う現地調査のサポート、市場調査とか、工業団地とかの調査とか、それから、現地での商談先企業の紹介、販路開拓の支援、それから、進出済みの企業とのネットワークの構築、

ここからビジネスが生まれてくるというケースも、三重県の関係の企業でも、ベトナムとかインドネシアでもありますので、そういうような機能を検討しているところでもあります。

そのサポートデスクを担う人ということでは、民間の経験やノウハウも生かしていきたいというふうに考えておりますので、そういう新たな提案も踏まえながら機能の充実を検討していきたいと思っておりますし、下野議員におかれましても、ロンドンの経験や、あるいはベンチャーの関係の経験もたくさんおありと聞いておりますので、ぜひこんなのをやったらいいんじゃないかという御提案をいただけるとありがたいと思っております。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

知事も年始早々行かれたと思うんですけど、私も1カ月前ほどにロンドンジェトロに行ってきたときに、ジェトロの理事長にも偶然お会いできましたけれども、年間200社の日本の企業がロンドン進出を目がけて積極的に海外進出されているということで、ヨーロッパはもちろんそうですし、もちろん、中国、アジアなんかはもとより、欧米にもビジネスチャンスは拡大しているのではないかなというふうに感じておりますので、知事におかれましても、今後とも海外の、この前のトップセールスの成果を含めて、県内企業の海外需要獲得に向けた取組、積極的に行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、5点目に移らせていただきたいと思っております。

全国障害者スポーツ大会ということで、2021年の三重国体との一体感を持ってということなんですけれども、（パネルを示す）今日も小野議員から国体のお話があったと思うんですけども、多くの議員の皆様、国体については質問されておりますので、私からは国体と連動して開催される全国障害者スポーツ大会について少し触れさせていただきたいと思っております。

障がい者スポーツ大会の歴史が、今、これなんですけれども、障がい者スポーツ大会、もともとは東京オリンピックのときに、ここの①の部分なんで

すけれども、東京オリンピックのときにパラリンピックと同時に開催して、そのときがうまいこといったということで、翌年の1965年から、岐阜で1回目が行われたということになります。それと知的障がい者が重なって、2001年から今の障害者スポーツ大会が、宮城県で1回目が開催されて、今年はまだ岐阜県で行われるということになっております。

そこで、オリンピックとパラリンピックというのが国の規模ならば、県というならば、国体と全国障害者スポーツ大会というのは県レベルの規模の話なるかと思えます。三重県の障がい者スポーツ大会では、この前行われましたけれども、約1400人の障がい者の方々が参加されておると聞いておりますし、昨年の山口大会の全国障害者スポーツ大会では約5500人の障がい者の方々が参加なされたということで、そういった意味もあって、国体と全国障害者スポーツ大会の一体感を持って県内各地で盛り上げていただきたいと強く要望しますが、知事の所見、意気込み等ございましたら、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 障害者スポーツ大会への意気込みということでもありますけれども、今、障がい者の皆さんがスポーツをやりたいと思ってもなかなか、競技団体がいないとか、情報提供がないとか、指導員がいないというような状況でありますので、平成33年の部分に向けて、今年度はそういう、今申し上げたようなところに力を入れていく予定でありますので、今後、市町、関係団体と十分に協議、調整を図って、障がいを抱えた方々であっても本当にスポーツを楽しめる三重県というふうになるように、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

健全者である国体と全国障害者スポーツ大会、ともに立派なスポーツ大会になることをお願い申し上げまして、時間が来ましたので終了とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 本日の質問に対し関連質問の通告が2件あります。

最初に、中嶋年規議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。18番 中村欣一郎議員。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） 海女と真珠のふるさと、鳥羽市選出、中村欣一郎でございます。

午前中の中嶋議員の質問に関連しましてお尋ねしたいと思います。

きっかけは2月26日の伊勢新聞のこの見出しでございまして、（現物を示す）スマートアイランド構想、知事、鳥羽で実現に意欲というこの記事を見かけまして、質問の機会をうかがっておりました。

内容をかいつまんで言います。委員から地域内で再生可能エネルギーを一括整備するスマートコミュニティーの提案があり、鈴木知事はそれを、鳥羽など離島でのスマートアイランドを実現させる考えを明らかにしたというものであります。

昨年、海女文化を世界文化遺産へという話題でも地域はどよめき返ったわけですけれども、それに次ぐ大きな話題ではないかと思えますけれども、私、確認したところではこの1紙だけが取り上げられているものですから、まだ地元ではそんなには知ってはおられないんです。今日も昼休みにも電話がありまして、スマートアイランドって何やということをおっしゃったので、今日の昼からの質問で幾つか聞けるんやないかなということをお返ししておきました。

ということで、このスマートアイランド構想についての知事の真意をお尋ねしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） お尋ねの件でありますけれども、先般の2月25日の「みえ産業振興戦略」検討会議において、委員の方から二つ、一つは、防災をテーマに離島などをフィールドにしたスマートコミュニティーの実証実験、二つ目、県内中小企業グループと連携した、塩害対応型太陽光発電システムの研究開発、これをやりたいという御提案をいただきました。

この「みえ産業振興戦略」検討会議は、先ほど中嶋議員からもおっしゃっていただきましたように、戦略を策定するというだけじゃなくて、戦略の策定の過程においていろんなプロジェクトを生んで、そこの企業でどんどん、三重県内とかをフィールドにしてやってもらいましょうというのが一つの特徴で、スタートしてからずっとうちの若手職員が走り回って、企業の皆さんのところへ行ったりする中でそんな話もあって、じゃ、これとこれをつなげてやってみようかみたいな話があって、その中で委員がその場で御発言をいただきました。

その話で、私、今回、新エネルギービジョンの中にも、島を活用した新エネルギーの実験みたいなので、デンマークのサムイ島というもののコラムを、実は新エネルギービジョンの中に書いているんですね。そこはたまたま風力発電ですけども、風力発電で100%電気を賄うというのをやっています。

ということで、日本の中にもいろんなスマートコミュニティの取組はあるし、世界的にもそういう離島とか島を活用したスマートコミュニティの実験みたいなものもあるし、ということで、私も委員からの御指摘で、それは、スマートアイランドですねと、こういうのをぜひやってみたいですねというお話をさせていただいたところであります。

具体的には、例えば太陽光で二次電池で蓄電して照明とか通信用電源を確保するとか、あるいは、太陽光の蓄電した電力で、高低差の多い離島での移動ツールとして、電気アシスト自転車とか、充電スタンドとか、暗がりの防犯照明として使用するとか、あるいは、整備機器の塩害対応の研究開発をするとか、そういうようなことも考えられるのかなというふうに考えておまして、いずれにしましても、まず、「みえ産業振興戦略」検討会議で議論いただいたものでありますので、その中でタスクフォースみたいなのを早急につくって議論をしていただくような形で考えたいと思います。

そこで、民間の企業の皆さんがビジネスとしてしっかりやるんだということであればビジネスとしてぜひやっていただきたいと思うし、何か財源が必要ということになってくれば、まずは国のプロジェクトでいろいろ活用でき

るものはないかというのを探しながら、検討していきたいと考えています。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） 木曾岬干拓のきっかけとなりました広大な空き地というのと鳥羽の離島という非常に自然条件が違ってくると思うんですけども、そうしますと、自然エネルギーというのは、太陽光に限らず、風力であるとか、波力、潮力、また、海藻、藻を燃料にという技術開発もあるそうですので、そういったことも全部含めた構想だということによろしいのでしょうか。

○知事（鈴木英敬） エネルギーの種類については、太陽光に限ったということとは限定していません。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） 私、先月、宮城県の塩竈市の桂島というところに視察に行き、泊まってきたんですけども、そこで聞いた話の中に、たまたまその島には各漁師が、各家庭が、備蓄していると言うと語弊がありますがけれども、在庫の燃料があつて、早速それを全部1カ所に集めて、それで発電機を回して、浦戸諸島ですけども、ほかの島々よりもいち早く明かりがともって、暗い中でほかの島から非常にうらやましがられたという話を聞きまして、その事例を耳にいたしますと、今回の自立分散型のスマートコミュニティーのことを考えますと、災害時には、目的の一つでありました防災については非常に有利な役目を果たすのではないかなというふうに思っております。

離島は鳥羽の離島である前に三重県の離島なんだということをよく、私たち地元では話をするんですけども、なかなか三重県の離島という意識は県にはないんじゃないかなということをよく言います。今回、知事のこのストレートな、離島とか鳥羽とかという名前を出された発言には、三重の離島だということを思ってもらっているように、前向きにとらえたいというふうに思います。

所管の委員会のほうでも、観光、農水商工と、それと防災もありますので、

詳細はまたそちらのほうでお聞きをしたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 次に、下野幸助議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。11番 濱井初男議員。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） 多気郡から選出をいただいております濱井でございます。今日は下野議員の質問に関連いたしまして、海岸堤防の老朽化対策にかかわってお尋ねをしたいと思います。

まず、知事、どうぞかわいいお子さんが無事お生まれになりますように、私も心からお祈りをしております。

今回の平成24年度の当初予算編成に当たりまして、知事の提案説明の中に、三重県民に対して夢と希望の持てる三重県づくりをするということが私の心からの考え、祈りであると、こういうことを述べられておったと思うんです。私、初めて、実は、前文にそういうふうに書かれておった、言われたのが初めてでございまして、本当にうれしく思いました。

今までは、スポーツの振興とか、あるいは、地域へのいわゆる若者のボランティアとか、そういったところへの溶け込みというのが夢と希望を持たせていくというような、「創る」のほうで出ておりましたけれども、今回、やはり知事の本心があらわれた。やっぱり、私も全く同じでございまして、夢と希望の持てる三重づくりというのを目指していかないかなと。

なぜならば、若い人たちも、仕事のない人たちもいらっしゃいます。そして、子育てもなかなかおぼつかない。また、孤独死というような現状もございまして。やはり私は、こういったことがなくなる限り、本当に夢や希望はなかなか持てない、こういうふうに思っておるものでございます。

ぜひともこの考え方でしっかりと進んでいただきたい、このように思います。今度生まれました子どもさんが成長されて、やはりこういう時代にますますなっていくことを私は望んでおります。

〔「もう7分やぞ」と呼ぶ者あり〕

○11番（濱井初男） 早速、時間がございません。もう7分ですね。済みません。ありがとうございます。

今回、先ほど下野議員が質問されました内容で、平成23年度の老朽化判定をして、そして、平成24年度に40カ所の予算化を2億円ということで、平成25年度から27年度にかけて残りの空洞箇所を、132カ所でございますか、対策を講じていくと、こういうことでございます。

今回、私は、県と、そして国、市町、この連携推進について、やはり考えていく必要があるのではないかなと思うわけでございます。といいますのは、基本的に国の、いわゆる直轄工事に始まって、例えば国土交通省で工事をしてでき上がった堤防については、県の日常的な、通常的な維持管理をしておるわけでございますし、そして、港におきましては、同じ国でございますけれども、農水商工部が基幹工事をしながら、そして、補修工事等々につきましては各市町がやっておると、こういうことでございます。今回は県管理の部分について進めていくということだと思っておりますけれども、やはり私は、一貫した、いわゆる連携をしながらの推進策を講じていく必要があるのではないかなと、こういうふうに思うわけでございます。

先般、水谷議員が、四日市港につきましてもやはり同様なことを述べられました。私は、この今の段階でも、やはりそういった方向で折衝等を行っていく必要があると思います。恐らくやっておられると思いますが、その辺の状況を、まず、お聞かせいただきたいと思っております。

○県土整備部長（北川貴志） 水谷議員の御質問にもお答えいたしました。海岸の管理者は、県で申しますと、県土整備部、それから、農水商工部、あと、四日市港管理組合、それから、漁港の管理者である市町、また、国土交通省のほうは建設だけをやってもらって、その後、県に引き継ぐというような形になっております。

今回の老朽化調査の部分につきましては、国土交通省のほうは新設・改良工事をやっていますので対象外かなと思っております。私どもの管理している堤防、あるいは農水商工部、市町の部分、農水商工部のほうでも調査等

も進めていただいていますので、そこら辺は、県内、情報交換はしております。また、実際に実施とか調査に当たりますとは、市町に各建設事務所のほうで情報提供等をさせていただいているというところがございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） この堤防の老朽化を進めていく原因に、服部議員の質問の中で、七里御浜の関係で、海岸沿いが浸食されておるという話がありました。やはりそれが原因で、そこから削って行って中のものを流し出すというようなことで空洞化が進んでくるというようなことがございます。液状化等もありますけれども、今現在、海岸沿い、ずっと見てみますと、どこもかしこも波がぶち当たっておるんですね。浸食されて、防波ブロックと申しますか、テトラポットが並べてありますけれども、本来は、川から流れてきた砂等が、やはり海岸をつくって、そして、豊かな海ができ上がる、これが本来の姿でございますが、残念ながら、今はそういう状況ではございません。

そこで、紀伊半島大水害等、これ、16年災から、21年、22年、たまってきたものが、今、一生懸命当局、知事、リーダーシップのもとで頑張って、いち早く激甚対策なり災害復旧なりを進めていただいたおかげで安全を確保されつつありますけれども、まだ190万ヘクタール、平成23年度末に残っていると。このことについて、西場議員も、もっとしっかり頑張ってもらわないかんやないかと、こういうことをおっしゃいました。おっしゃるとおりでございます。

1分しかないですね。いずれにしましても、財源も当然必要でございますけれども、なかなか地域によってはやりにくいところもございます。大型トラックがどンドン通る、そんなところでどンドン増やしていくということもできないでしょうし、捨て場がないというようなところもございます。大台町では、自主努力でそういう捨て場を確保されました、30万トン以上のものがあると思うんですけども。それはそれでいいんですけども、この前、1対1の対談で、知事と大台町長の話の中で大台町長が提案されたと思うんですけども、私たちがそのように思っておりますけれども、そこを出た土

砂を、いわゆる海岸沿いに置くというような形で進めることはできないのか、まさに広域行政を預かる県の仕事としてそれを進めていただくことはできないかなど、こんな思いでございますので、知事の御答弁を。

○知事（鈴木英敬） 大台町にお伺いさせていただいて、台風12号、あるいはその前の災害で、河川に堆積土砂がたくさんあると、それを有効活用していただきたいと、特に海岸浸食があるところに持っていったらどうかという提案を尾上町長からいただきました。その場でもお伝えさせていただきましたけれども、幾つか、それをやるには課題もありますので、その課題についてしっかり検証して、どういうふうな活用ができるのかというのを今後とも担当部局のほうでしっかり検討したいと思います。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） ぜひ前向きに御検討をいただきたいと思います。

時間がなくなりましたので、もっとお願いしたかったんですけども、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（中村進一） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

議 提 議 案 の 上 程

○副議長（中村進一） 日程第3、議提議案第1号みえ歯と口腔の健康づくり条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○副議長（中村進一） 提出者の説明を求めます。36番、青木謙順議員。

〔36番 青木謙順議員登壇〕

○36番（青木謙順） ただいま議題となりましたみえ歯と口腔の健康づくり条例案につきまして、提案者を代表して提案説明を申し上げます。

歯と口腔の健康づくりは全身の健康につながり、生涯にわたって県民が健康で質の高い生活を営む上で重要なものとなっています。

三重県における県民の歯科疾患の状況は、平成22年度における12歳児の虫

歯の本数は全国で下位第3位、17歳で虫歯の未処置のある割合では下位第2位の状況であり、その改善は喫緊の課題であります。

また、平成23年8月には、歯科口腔保健の推進に関する法律、平成23年法律第95号が制定され、他の多くの道府県でも同様の条例が制定されるなど、歯と口腔の健康づくりに関する環境整備が徐々に整いつつあります。

このため、本条例案は、歯と口腔の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに、県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めることなど、県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的、かつ計画的に推進しようとするものです。

以上が本条例案の提案説明であります。慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（中村進一） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（中村進一） お諮りいたします。明3月1日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村進一） 御異議なしと認め、明3月1日は休会とすることに決定いたしました。

3月2日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時23分散会